

平成21年塩尻市議会12月定例会

経済建設委員会会議録

日 時	平成21年12月16日(水)	午前10時00分
場 所	全員協議会室	
審査事項	議案第5号	塩尻市公共下水道条例及び塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
	議案第6号	塩尻市広丘駅前広場条例
	議案第11号	塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について
	議案第12号	市道路線の廃止及び認定について
	議案第13号	平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出4款衛生費2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費
	議案第16号	平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第18号	平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第19号	平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第20号	平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
	陳情12月第1号	建築設計と工事監理業務の適正に関する陳情
	陳情12月第4号	EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する陳情

出席委員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長	小澤 真由美 君	事務局主事	大村 一 君
------	----------	-------	--------

午前9時58分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。時間は早いです、皆さんおそろいですので、ただいまから12月定例会経済建設委員会を開始します。本日の委員は全員出席しております。審査に入る前に、理事者からごあいさつがありましたらお願いします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。年末の何かと御多忙のところ経済建設委員会を開催いただきましてありがとうございます。当委員会には、条例案件2件、事件案件2件、予算案件5件でございますけれども、それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、本日の日程について副委員長から説明申し上げます。

副委員長 おはようございます。本日、審議をいただいた後、昼食をとっていただいて、若干視察を考えております。広丘駅の東西広場がなからできつつあるということで、それを見ていただいて、車で国道を南下していただいて、スポーツ公園の高校北通線と国道の交差点との信号設置等が問題になっておりまして、そこを見ていただいて、中央スポーツ公園の中を通過して正面に北通線の立体の交差のものがもうすぐ完成予定ですので、それを降りて見るというわけにも、今、工事中でいけないので、車内から見学をして役所へ戻ると、そのような計画を立てておりますので、よろしくお願いたします。

それから、本日、年末ということで懇親会を予定しております。ホテル中村屋で午後5時45分開会ということで、それまでに皆さんの御出席をお願いたします。以上です。

委員長 それでは、10月期に異動がありましたので、異動になりました職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

〔職員自己紹介〕

委員長 それではよろしくお願いたします。

ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いします。それでは議事に入ります。

議案第5号 塩尻市公共下水道条例及び塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

委員長 第5号塩尻市公共下水道条例及び塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 おはようございます。それでは、議案関係資料の9ページをお開きをお願いたします。

提案理由でございますが、塩尻市水道料金等審議会の答申に基づきまして、旧檜川村との合併協議によります公共下水道及び農業集落排水施設の使用料の特例措置を廃止することに伴いまして、必要な改正をするものであ

ります。

2の概要でございますが、塩尻市大字贅川、大字木曾平沢及び大字奈良井に適用しております公共下水道の使用料の規定を削り、市内同一の使用料の額とするものであります。(2)でございますが、塩尻市贅川農業集落排水施設及び塩尻市若神子小規模集合排水処理施設に適用しております農業集落排水施設の使用料の規定を削り、市内同一の使用料の額とするものであります。

その条例の施行につきましては、平成22年4月1日からとするものです。

10、11ページをお願いします。それぞれ使用料金につきまして、旧榑川村との合併協議の中で、段階的に塩尻市の料金体系にあわせるということで、二本立てになっておりました使用料会計を現行の塩尻市のものは変えずに、榑川地区の10立方メートルの基本料金につきましては、前回の改正であわせておりますので、それを超えるものの超過使用分につきまして、平均改定率6.05%値上げによりまして、塩尻地区と同一にするものであります。

なお、これにつきましては、去る8月28日の塩尻市水道料金等審議会に諮問させていただきまして、答申につきましては、去る11月17日の議員全員協議会に御説明をさせていただいたところでございます。

次ですが、12、13ページでございますが、これにつきましても、塩尻市農業集落排水施設条例の関係につきましても、同じく同一とするということございまして、第15条の関係についての削除というものでございますので、よろしく御審議をお願いするものです。私からは以上です。

委員長 質疑を行います。委員より何か質疑がありましたら。

柴田博委員 今までの特例のような形になっていたものについては、それを決めた時には、期間としてはどういふことで決められていたのかということと、あと、今回の一律にするということについて、地元、関係するところにはどういふ説明をされているのか、その2点について。

下水道課長 前回の平成19年の改正につきまして、次回の時にはあわせるということで、3年後ということで、それで今回改正ということになります。それと、榑川地域審議会という、8月に御説明させていただきました、これの中において地元では了解しております。

柴田博委員 審議会ではそういうことだと思っておりますけれど、市民の皆さん、該当する部分の榑川地区の皆さんに、個々の御家庭には何か連絡とか、通知とかはされていないのですか。

下水道課長 このほど、ここで認めていただければ、広報等で、また市のホームページへ掲載させていただきます。

中原輝明委員 これと似たような類似のものは、まだほかにもあるのか。市全体といえ、副市長に聞かなければいけないが。

副市長 あと水道料金が別体系をとっていますけれども、これでほぼ解消されたと思っておりますけれど。

中原輝明委員 ほぼ解消といえ、ほぼ、幾らかあるということか。

副市長 済みません、ちょっと自信がなかったものですから。今思いつくのはそのくらいのかなと思っております。料金徴収の関係は、ほぼこれで同一になっているのかなというぐあいに考えています。

五味東條委員 以前、特に、下水道だか、上水道だか知らないが、けっこう漏水があったということで問題になったことがあるのだけれど、そういう形で、今はその辺は全部解消されているわけですか。

上水道課長 漏水につきましては、上水道ということで、簡易水道事業の中で毎年専門家により漏水調査業務等を実施しながら、それにあわせて修繕対応等によって漏水対応のほうをやらさせていただいています。有収率の向上という中で、漏水調査というのが一番重要であり、それを今年度も対応しておりますし、来年度以降も引き続き検討していくということを予定しております。以上です。

委員長 ほかに、なければ、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市公共下水道条例及び塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、原案のとおり認めることに決しました。次に移ります。

議案第6号 塩尻市広丘駅前広場条例

委員長 議案第6号塩尻市広丘駅前広場条例についてを議題といたします。説明を求めます。

広丘駅整備推進室長 おはようございます。それでは、議案関係資料14ページをごらんください。議案第6号、塩尻市広丘駅前広場条例。提案理由、広丘駅周辺整備事業により、広丘駅前における公衆の利便並びに通行の安全及び円滑化を図るため、塩尻市広丘駅前広場を設置することに伴い、新たな条例を制定するものである、ということでございます。

概要につきましては、広場の維持、管理の必要な事項を定めるものでございます。

条例の施行については、平成22年4月1日から施行するというところでございます。

参考資料につきましては、また議案のほうで説明します。

それでは、定例会議案の議案第6号をごらんいただきたいと思います。それでは御説明申し上げます。趣旨でございます。この条例は、地方自治法第244条の2第1項、要は、公の施設の設置及び管理ということでございます。塩尻市広丘駅前広場の設置、管理等に関する必要な事項を定めるということでございます。

それから、第2条、設置でございます。広丘駅前における公衆の利便並びに通行の安全及び円滑化を図るため、駅前広場を次のとおり設置するというところでございます。

それでは、四角に書いてある中の御説明を申し上げます。第1は塩尻市広丘駅西口駅前広場、広丘野村1632番地20、これは代表地番でございます。もう1つは、東口駅前広場で、同じく1649番地14で、区域は別図のとおりでありますので、済みません、4ページを見ていただきたいと思います。この図面でございます。別図、第2条関係、塩尻市広丘駅前広場。黒く囲まれた区域ということになっております。

まず上のほうが塩尻市広丘駅西口駅前広場でございます。黒く塗ってある部分がそうございまして、その駅前左隅に抜けている部分がございます。これは、JRの用地でございます。268.6平方メートルでございます。これにつきましては、広丘駅前の造成に関する協定書、平成18年に結んでいるわけでございますが、第7条で市道認定を外すということになっております。これについては、この部分については無償でJRから提供をいただいているというもの。昔の昭和28年の6分の1線を含む土地でございます。ところで、この部分が抜けておりますが、無償でJRから借りていると。登記はしないでJRの土地がここに残っているということでご

ざいます。それから、真ん中に自由通路がございまして、この自由通路も今回の条例に入っております。それから、下にある部分が東口駅前広場でございます。自転車駐輪場を含む、国道とのタッチではありますが、この線が、現場へも行っていただければわかると思うのですが、国道の境界線より若干入ったところが、条例との管理区分で分かれております。また、中の細かいことは後に出てきますので、また御説明申し上げます。

それでは、元に戻って1ページに戻ってください。駅前広場に、次に掲げる施設を置くということで、(1)から(5)まであります。自由通路、タクシー駐車場、自転車駐輪場、公衆便所、前各号に掲げるほか、駅前広場の設置の目的を達成するために必要な施設ということでございます。

第3条は使用許可の問題でございまして、広丘駅前において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければいけないということでございます。(1)から(4)がございまして、ごらんいただきたいと思います。

それと2、市長の許可を受けなければいけない者、それから、市は条件を付すということができるということを述べています。

それから、次のページ2ページをお願いします。行為の禁止ということでございます。若干、塩尻の駅前広場とは形態が違いますので変えてありますが、少し複雑な文章のところだけお話ししたいと思います。特に第4条駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならないとありまして、(1)番に、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると。善良な風俗という言葉の意味なのですが、社会一般的な道徳観念を持っていることということで、変なことをするというような感じで。言っているのは、一般から見て、社会通念、道徳的なものではないものというふうに。昔は、公序良俗という意味を使ったのですが、今はそういう言葉は使わないということで、そういうところを文言を直してあります。あとは(2)から(10)までございますけれども、これについてはごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、使用許可の取消し等、5条でございます。市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくはその使用位置を変更させることができる。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、市長はその責めを負わないということでございます。それについては、(1)から(4)までございますので。

それでは、第6条の使用料でございます。駅前広場を使用しようとする者は、第3条の使用の許可を受ける際、別表に定める使用料を納入する。それでは済みません、3ページをごらんいただきたいと思います。一番下に四角く囲った、第6条関係の別表がございまして、これに関しては、タクシーの駐車場でございます。済みません、4ページの図をまた見ていただきたいと思いますが、広丘駅前広場は、塩尻駅前広場と違ましてタクシープールを設けてございません。そういう余裕と言うか、スペースもございませんので、その上の図面に示してあります。西口広場につきましてはタクシー駐車場という黒く字で書いてある、細かい字で済みませんが、3つ右のほうに書いてあります。この3つがタクシーのスペースでございます。東口につきましてはスペースが狭いため、タクシーが西口広場のように駐車されると、ロータリーを回れなくなると、振興バス等が入ってきた時に回れなくなるということで、駐車場の、駐車と言うか、有料ではないものですから、そのスペースの中にタクシー駐車場を1つ設けてあります。ということは、あわせて4台ということでございます。それにつきましては、1区画12.5平方メートル、これは普通的设计基準に基づく駐車場のスペースということでございますが、2.5掛

ける5メートルでございます。4万6,200円ということで、年に4万6,200円と。上記以外の部分については、塩尻市都市公園条例の規定を準用する。都市公園条例には、例えば占用物件ですね、自動販売機とかそういう占用料のことが書かれています。このタクシーの料金の4万6,200円につきましては、今まで、駅を改築する前までは、塩尻タクシー、美勢タクシーが入っておりまして、現在もタクシーがなければ困るものですから、そのタクシー会社が使っているわけございまして、今までも、工事中にも協力をいただきまして、あちらへ移動していただいたり、こちらへ移動していただいたりしております。新たには、東口には新しく1台のスペースが入るということで、今まで、塩尻市タクシー協会さんとお話をしておりまして。行政としては、1つ統一した機関で話をしていけないといけないということで、話をしてみいました。その中で、今後もタクシー駐車場を設けてほしいということでございまして、そういうものがないと、自由に使えるようになってしまうということも言われた経過がございました。4万2,600円というこの単価については、塩尻駅と同一料金を設定をいたしております。

それでは、元へ戻っていただきたいと思います。あとは、使用料の第7条で、使用料の減免。例えば、イベントとかそういうものをやる時に減免がある場合がございます。使用料の還付が第8条でございます。第9条で、原状回復の義務がございます。それから第10条で、損害賠償ということ。それから第11条でその他必要なものは市長が別に定めるということになっております。

先ほども言いましたように、この条例については、駅前広場が完成する平成22年4月1日から施行すると、あわせて施行規則も行うものでございますので、以上、よろしく申し上げます。

委員長 それでは、委員より質疑を受けます。何かありますか。

丸山寿子委員 タクシーのことで、東口のほうのタクシーに乗る場合には、利用者が安全に乗るための工夫と云うか、ど真ん中にタクシーの駐車場になっているのですけれど、どうするのか、この辺が気になるのですけれど。

広丘駅整備推進室長 済みません、私の説明不足でございます。タクシーの乗る場所は、こちらを出た正面から、例えば西口の場合は、ここは待機している場合で、乗る時にはここに待機していたタクシーが前に出て、タクシー乗り場というのをつくってあります。それで、東口につきましては、このままタクシーが前へ出て乗れる場合もありますし、例えば左側の自転車置き場のところから乗るという場合は、グルッと一周してから乗らなければいけないことになりましてけれど、一応、タクシーの、ここで乗るといのは、現場へ行ってもらってもわかると思いますけれど、表示して看板を立てて、ここが乗るところですということで表示しますので、よろしく申し上げます。

丸山寿子委員 今は、塩尻タクシーと美勢タクシーというお話だったのですけれど、よく最終などの電車で来る場合に、塩尻駅と違って、広丘はどうしてもタクシーがないので、電話であらかじめ予約してあったりとか、そういったこともあるのですけれど、そういったことへの配慮というか、別に乗り場というところの案内のところ、というふうに考えればいわけですか。

広丘駅整備推進室長 塩尻タクシー協会さんの場合は、今、塩尻タクシーさんが、中村屋の社長さんがやっているわけなのですが、長野県のタクシー協会の協会長さんをやっておられまして、タクシー協会と契約するということは独禁法に触れてしまう可能性がありますので、塩尻駅の場合は個々で契約しています。ですから、これ

はあくまでもタクシーのこの4台は、タクシー協会さんと、通常ではタクシー協会に加盟されているタクシー会社ですね、通常。通常ならそうなのです。そこと契約して年間、これをとるのですが、例えば、塩尻市と言うか、松本市もそうなのですが、今自由化になりまして、個人タクシーとか、そういうタクシーもありますので、そういうタクシーさんを電話で呼べば、このタクシー乗り場につけていただければ利用できると。停まっているわけではないものですから、そこで営業と言うか、降りてくる人を目的として常に停まっているというのは、限定されると。ただ、広丘駅は夜中にタクシーがなくなりますので、電話をかければとんで来ます。そのようなことで、これからタクシー協会さんのほうとお話して、細かく、何時ごろまで営業できるのか、最終便までは必ずしてもらえるのか、タクシーがなくなった場合は、タクシーのところに、ここへ呼んでくれとか、そういう電話番号を貼っておいてというスペースを設けるとか、そういう話はこれから詰めて、最終的に4月の施行までには完璧にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

柴田博委員 同じタクシーの駐車場のことなのですが、これは、今の説明では、それぞれ個々の会社と契約をするということで受け取ったのですが、例えば、契約したところが占有をしてその場所は使ってもいいということなのか、それとも空いているところに、例えば2社で契約するのなら、その分2台分契約してあればどこでも停まっているということなのか、その辺はどういうことなのでしょう。

広丘駅整備推進室長 今までタクシー協会さんと話している中では、そういうタクシーの自由化という問題があるということで、今、塩尻タクシーが2台、美勢タクシーさんが1台ということでJRとも契約した中で、今はJRとの契約もないわけですけど、3台、一応入っていることになっております。ただ協会長さんの話では、この世の中でタクシー協会さんは3社あるわけです、塩尻タクシー、美勢タクシー、名鉄という、その3社ある中で、今後広丘駅が開いていった場合は、今までの2社だけではいかならうと。タクシー協会に加盟している者が使えるようにやっていかなければいけないのではないかと考えているということを申し上げておりました。それで、市としては、塩尻駅と同じように、どこの会社がこのスペースに入るということは設けなくて、例えばA社が例えば1、2、3、4ますがあれば、1をA社に契約する、2をB社に契約する、3、4をC社に契約すると。そういうようなことで年間契約でやっていくという考えで、タクシー協会さんと御契約してしまうと、限定されてしまうものですから。これは通達が出ていまして、どこの市も、松本市の駅前もそうなのですが、全て個々の会社とスペースで、まずで契約すると。契約のしかたは時間でやっているところもあれば、面積でやっているところもあれば、日でやっているところもあって、バラバラではありますが、そういうことでございます。

柴田博委員 例えば、東口のほうはタクシーの駐車場が1台しかないのだけれど、そこには契約した会社のタクシーしか停まれないということですか。

広丘駅整備推進室長 ですから、全体的に4スペースをタクシー協会さんでうまく割り振りしていただければ、お互いにうまくいくのではないかと考えておりますので、こちらから、このところはどういうことを指定するという考えは、今のところもっておりません。やはり、そこはタクシー協会さんに加盟している業者のほうでお話し合いをして、円満に利用して、公共交通として利用しやすいように使っていただきたいと考えております。

中原巳年男委員 幾つかあるのですけれども、まず第4条のところの(1)で、善良な風俗ということの説明があったのですが、それと似たような形で(2)のみだりに迷惑を及ぼす行為という、その、みだりに駅前広場云々というのと、迷惑を及ぼす行為であるという判断は、だれがどこでするのか。

広丘駅整備推進室長 例えば、その絵を見ていただきたいと思うのですが、書いてなくて申し訳ないです。現場へ行っていただければいいと思うのですが、商工会議所の建議とかそういう中で、広丘駅前につきましては少し心配な面があるというような形の中で、警察官立ち寄り所を設けてほしいということで、現在つくっております。済みません、書いてなくて、書けなかったものですから。西口広場の右下に四角く書いてあるところが警察官立ち寄り所とか、そういうことなのですが。例えば、毎日、今、広丘交番さんは午前中と午後、毎日パトロールしていただいております。例えば第4条の善良な風俗ということは、社会一般の道德観念のことを言っているのですが、例えば裸になってしまったり、痴漢行為とか、そういうような時には、一番いいのはおまわりさんが現行犯で捕まえていただければ一番いいわけです。一応、私どものほうとしても自転車置き場の整理とか、そういう中、それから、毎日清掃業務を清掃業者に委託しております。そういう清掃業者、それから、管理している管理会社がございます、また防犯カメラ等も設置しておりますので、そういうことがわかったとか、通報があった場合は、例えばこの間もあったのですが、身障者トイレの非常ボタンを押して遊んでいたということがございました。これにつきましては、警察のほうから市のほうへ防犯カメラの内容を見せてほしいということで、お貸しすると言うか、お貸しすることはできないものですから、提供しまして、立ち合いのもとで提供しまして、検挙、送検したと、そういうことがございました。そのようなことと、通報がされた時にそういうものに映っている場合は、被害届を届けていくというようなことでお願いしているわけでございます。

(2)の、みだりに駅前広場を使用し、使用者その他に迷惑を及ぼす行為。今はないのですが、夜、そこへたむろして、一時あったのは、赤シャツだ、黄シャツだ、何とかシャツだという、そういう若い者がそこへたむろして夜騒いだりするということがありまして、そういうことに対しては、今、広丘交番が塩尻警察の地域課の管轄になるのですが、広丘交番とも協議しておりますので、そのようなことがあった場合は、この行為禁止に該当してくるということでございますのでよろしく願います。

中原巳年男委員 非常にていねいに御説明をいただいたのですが、少し私が心配しているのは、よく高校生とか若い人たちが階段へ4、5人腰掛けてしまっているのですよね。そうすると、通常駅を利用する人には非常に迷惑なのですが、そういうのがずっと長い時間いるわけではないですよ。そうすると、通報して云々という時間とか、そんなものもないので、そういうところについてもやはり管理する側として十分配慮をしてほしいということをお願いしたいのと、先ほどのタクシーの個々で契約するということになる、この4台分は、どこが何台という形になるのかなというのと、たぶん、塩尻駅もこれは同じようにやっているかと思うのですが、塩尻駅の西口の市営駐車場の駅と反対側の、あそこはたぶん歩道だと思うのですが、そこへタクシーが乗り上げて待機しているのですよね。それはけっこうしょっちゅうありますので、そういうような状況であれば、きちんと管理する側としたら、やはりタクシーの3台とか、4台とかという、たぶん西口もなっていると思いますので、その辺についても確認をして注意をしていただきたいというのは、一般の送迎の車が停まっているところを、タクシーがその駐車場の裏側のところから出てくるのに、出にくいのでクラクションを鳴らしてどかさされたとか、そういうこともありますので、その辺も管理の上で注視をしていただきたいと、ここまでは要望で、あと、最後の別表第6条関係のところ、都市公園条例の規定を準用するというのは、なぜ都市公園条例の規定を準用するのかということの説明してください。

広丘駅整備推進室長 先ほどの要望の点は、立ち寄り所等もございまして、警察等とも通報する通報体制、

それから地区の防犯協会、そういう指導、学校の指導とか、それを徹底をお願いしたりしてまいっていきたくないと考えます。

タクシーの4台分につきましては個々と契約するわけでございますけれど、一応今のところは、事前に金額については了承も得ておりますし、まだ、どこが入るかというのは、タクシー協会さんのどこが入るかというのは、まだ決まっておりませんので、今後、その辺を詰めて、どういう形で、どういうスペースで入るかということも検討してまいらなければいけないですし、実際にこれが供用された場合は、西口に降りるのが多いのか、東口に降りるのが多いのか、変わってくると思います。そういうことになりますと、また少し状況も現況の、使う人が使いやすいようなタクシーの配置ということを考えます。わざわざ1台がなくなって、西側から回ってくると時間もかかってしまいますので、そういうことも供用する中で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。それから、西口につきましては、塩尻駅につきましては担当が違いますので、それは別にお話があると思いますので。

それから、都市公園条例につきましては、先ほど言いましたように、都市公園条例の中で、例えば自動販売機を、今、駅の中のJRだけ自動販売機を中に置いてあるのです。それで、先ほど話したように、例えばそこで何かパフォーマンスをしたりとか、そういうことがあった場合は占用料というものを徴収しますし、そういうスペースがあるかどうかはわかりませんが、何か広告看板を立てたいとか、そういうことにつきましては、占用の平方メートル幾らというものが都市公園条例の中に書かれているわけでございます。例えば、なぜJRの用地ということ、ここから市道認定を外して置いておくかということ、やはりJRさんも会社でございますので、例えば、将来的に何かここにJRの宣伝の掲示板をつけたいとかそういうことになると、いちいち条例のぎりぎりの線のところに立てるのは、立てられるのかはわかりませんが、JRさんで例えば自由通路のところとか何かJRのものをやりたいとか、そういうことが出てきますので、そういう場合については都市公園条例の中で、条例で申請書とか、例えば広場の申請書とか、自動販売機なら自動販売機の面積あたり幾ら取るとか、そういう細かい金額について載っていますので、そういう部分については都市公園条例の規定の中で運用するという事で、都市公園条例の規定を準用するという事で書いてございます。

中原巳年男委員 例えば公共物を管理する条例とか、そういうものがありますね。そういうものではないかというわけですか。

建設課長 公共物管理条例がございまして、これは赤線道路と、それから、数力所のあれがございまして、自動販売機の占用の規定はありませんので、どうしてもこれは都市公園条例から引っ張ってくるしかないものですから。

柴田博委員 今の関係なのですけれど、西口広場については、今のJRの用地を無料で使わせていただく部分は、広場の中には入らないという解釈なのか、それともう1点、今、西口のほうに駐輪場があると思うのですが、この駐輪場は、この絵で見ると、この中には入っていないように見えるのだけれど、その辺の扱いについてはどうなるのですか。

広丘駅整備推進室長 JRの用地については、これは広場条例の中には入りませんが、通常いわゆる広場と言うか、駅前広場の中には入ります。その中の例えば清掃のようなものは当然市がしていかなければいけないです。ただこの部分については、JRとも何遍も協議しているのですが、JRの土地でございますので、例えば

壊れたとか、敷いてある平板が壊れたとかそういう時は、それは確認事項でJRで直してくれることになっておりますので、よろしくお願いたします。

それから、自転車駐輪場、それは東口はうちの施設でつくった自転車駐輪場でございますので、条例とか、スペースとか、整理整頓とかできるように、条例にあった自転車ラックをつけて整理整頓をできるような形の中で管理してまいります。ただ、この西口につきましては、今まで市が単独で買って、物を建てて、使っております。その部分については、この広丘駅前広場の条例の中の広場の中には含まれません。現在の自転車駐輪場は、この左側にもありますし、線路のところにもございますが、それは条例の中には含まれない、別の組織が管理する自転車駐輪場ということでございます。

柴田博委員 そうすると、なぜ続いている部分で、市の土地で駐輪場があって、同じ広場の中に組み入れないわけですか。

広丘駅整備推進室長 理由という明確なものはございませんけれど、駅前広場の先ほどの5,400平方メートルの中には含まれていないという、理由という。今回の私どものほうの駅前広場のほうへは、今回の整備した範囲ではないものですから含めなかったということの中です。

柴田博委員 今の西口の駐輪場に屋根のようなものがついていますよね。屋根のところには穴があいていたりして、非常に、だれがやったのか、いつやったのかわからないけれども、そういうようなものが見受けられるのだけれど、今後も例えばそういうことがもしあったような場合には、この条例ではなくて、違う条例で取り締まるという、そういうことになるのですか。

広丘駅整備推進室長 一応、そういうことでございます。別の、例えば、市の施設を壊したりすると、そういう規定がございますので、そちらを準用するということでございます。

柴田博委員 ちなみに今の駐輪場はこの担当になるわけですか。

商工課長 今お話いただいている駐輪場につきましては、商工課のほうで担当させていただいて、自転車等の処分も含めて管理しております。

中原輝明委員 関連で。先ほどの中原委員の言った話の中だが、行為の問題は、みだりな行為というが、事前に防がなければいけないということでしょう、これは。行為が出てから処分するわけか。ではなくて、その前に、事前にきちんとこういうものがあるからということをするのなら、管理会社とか何とか、先ほども言ったけれども、そういう会社はあるのか。それで、塩尻の西口だって大変なことだよ、皆さん見ているかどうか知らないが。このような条例を見ても字句ばかり言っても、へのためにならない。実際は、現場を見てきちんとしなければ、それを管理するのはだれがやるかと、責任で言えば。皆さん、いつも言うけれども、自分たちに関係ないものは、内容さえ書いておけば全て管理できている。実際に夜行って見てみなさい、西口などというものは。塩尻もそうだし、広丘にしてもそうだから、それを未然に防ぐにはどうすればいいか。未然が大事なことだよ、これは。殺人事件が起きてからでは遅いわけだ、殺されてから後悔しても。殺す前にどこかで直さなければいけない。その辺のところをどういうぐあいにしていくかというのが、市のこれからの新しい考えではないのか。条例に書いてあるからいい、ではないではないか。皆さん、条例に書いたら給料になるからいい、はっきり言えば、それで、私たちが聞いておけばいいが、本当に結果になってからでは、取消しはできないのだよ。それは小松君だけではない。みんなだよ、それは。副市長ももう少し徹底してほしい。

副市長 わかりました。委員がおっしゃられることはよくわかるのですが、駅前広場条例がなぜ必要かという、駅前広場の施設を公の施設として位置づけたいということですので、そういう条例をつくりたいということで、今回御提案申し上げたわけございまして、その中には当然、こういうような行為はしてはいけませんという、こういうことをしてはいけないという、そういう、公の施設ですので皆さんの迷惑にならないようなことということで、そういう位置づけは当然必要だと思います。ただ、今委員がおっしゃられるように、実際にそこで何かあって、あってからでは遅いので、事前の、そういうことのないようにということで、これは、市の職員は当然施設の管理等をやっているわけですからあれですけども、職員だけではなくて、市民の皆さん、どこの地区もそうですけれども、地区の防犯協会とか青少年補導委員の皆さん、それぞれが連携していただいて、見回っていただいて未然防止と言いますか、そういう環境をつくらない運動をしていただいております。これは、単に職員だけがやってできることではございませんので、やはり市民の皆さんと協力してみんなでそういうものを守っていくというのは、やはり公の施設の価値なのかなというぐあいに考えますので、そういう面で施設の管理条例としては、こういうようなことはこの施設ではやってはいけませんというのは、どのような条例でもついているわけございまして、なるべく、何と言いますか、最低限のことを定めさせていただいたものが今回の条例であるということです。そういうような行為を未然に防ぐというのは、これからの防犯協会とかそういう関係、青少年の育成会の皆さんとか、皆さんでお力をいただいて、みんなですうい地域づくりをしていっていただきたい、そのようなことを、より協働のまちづくりと言っておりますので、よりそういうことを進めていかなければいけないのではないかなというぐあいに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

永井泰仁委員 関連になりますが、広丘駅東口の信号機ですが、これまであそこの信号機がないために、横断とかもろもろで交通事故も発生しているわけですが、いつごろ設置になる予定ですか。

広丘駅整備推進室長 委員がおっしゃるとおり、これは信号機がないと供用できません。国道19号の4車線化が、市長からも少し話があったと思うのですが、4月までに4車線になるかという見通しがまだ不透明な状況でございますので、私どものほうは、長野国道工事事務所と、それから県の計画規制課と事前で話をしております。今のところ、3月31日につきましては、信号機をつけるということで、照明灯をまずつけさせていただきたいとしております。照明灯に信号機を仮設的につけるということで、例えば1車になった場合、現況、ないところに仮設の信号機をつけて供用をできるようにするという回答をもらっております。現況は、国道19号の工事ができませんので、20センチほど国道が高くなるわけなのですが、それは場内のすりつけでスロープのような形になってしまいますけれど、多少歩道も狭くなるわけですけど、確実にやるという約束をもらっておりますので、3月下旬の供用までには信号機がつくということで協議をしまいでございますので、よろしくお願ひします。

永井泰仁委員 それと、駅舎の清掃というのはどういう形で行われているのか、少しお聞きしたい。

広丘駅整備推進室長 駅舎の清掃については、清掃会社と年間契約をいたしております。毎日のトイレ、それから階段のごみとかそういうものも取っていただいておりますし、自転車置き場とかそういうところにシルバー人材センターが、商工課のほうでもやっているわけなのですが、東西の自転車駐輪場があるのですが、シルバーの皆さんも落ちているようなごみは、別に契約はしてないわけなのですが、拾っていただいたりしておりますので、日常の管理は一応万全を期してやっているというのが、今の現状でございます。

永井泰仁委員 そういう皆さんもやっておられるようだし、何か日曜日は毎朝5時ごろから某宗教団体の皆さんも来て掃除をやっているようですので、きっと、きれいにしていだいでいる団体も把握をしておく必要が出ると思います。

それから、東口の駐輪場ですが、今現在ほぼ満車と言うか、自転車がいっぱいなのですが、今後、ある程度収容スペースとかそういうものを広げていくお考えがあるかどうか、お聞きします。

商工課長 今、広丘駅の東口の駐輪場ということでよろしいでしょうか。

永井泰仁委員 はい。

商工課長 特別、今、ここを増設するという計画はもってありません。

永井泰仁委員 今現在でも満車になっているものですから、今後のことを考えると、ピークは過ぎたというふうに判断をしていますか、これからは減ってくるのか、そのままか、課長の見解はどうですか。

商工課長 新しい駅舎ができて、また人の流れも変わってくるかと思しますので、今後の動向を見ながらということだと思いますが、今の段階では、現状の中で対応していきたいということと、それから、西口のほうで民間からお借りして自転車をとめている場所も、若干余裕はございますので、そういう部分も含めて今後検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

永井泰仁委員 先ほど中原委員のほうからも出たのですけれども、犯罪の防止ということで、せつかく駅の西口の階段から出てすぐ横へポリスボックスもできたということですので、広丘の派出がどこまでか知りませんが、できるだけ犯罪とか、深夜ほどでもないですけれど、常駐をしたりしてそこにいてもらうようなことを、またぜひ要請をしてほしいと、これは要望ですけれど、そのようなことをお願いしたいと思ひます。

丸山寿子委員 今の東口の信号のことで、関連して、歩行者の信号ですとか、横断歩道とか、そういったことというのは見通しとか、どのような状況ですか。

広丘駅整備推進室長 当然、歩行者の横断もできるような形で考えていただいでお願ひします。あくまでも仮設になりますので、急転直下ここが解決できれば、スクランブルにするとか、そういうことはまずできないとは思ひますが、真ん中の退避帯ですか、長くなりますから、そこにとまっているところもつくとも思ひますし。一応、道路構造令というか、信号機をつけた交差点ということがございます。安全を守る、歩行者の安全を守るために。そういうことは全てやるということで聞いでお願ひしますので、よろしくお願ひします。

委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。議案に対する討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市広丘駅前広場条例について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市広丘駅前広場条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。この際、10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

委員長 それでは休憩を解いて再開します。次に進みます。

議案第11号 塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

委員長 議案第11号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

商工課長 議案第11号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について説明いたします。関係資料の23ページをごらんいただきたいと思います。提案理由は、塩尻インキュベーションプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の概要について申し上げます。対象の施設は、塩尻インキュベーションプラザ、所在は大門八番町1番2号でございます。指定の相手方は、一般財団法人塩尻市振興公社です。指定の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とさせていただきます。

塩尻インキュベーションプラザ、通称SIPというふうに呼んでおりますけれども、その指定管理者の導入につきましては、議会本会議の中でも説明がありましたように、本年9月、指定管理者による管理を定める条例改正が行われ、以降、指定管理者の公募により一般財団法人塩尻市振興公社、1法人から申請があり、指定管理者の選定委員会において審査を行った上、妥当との結論に基づき、本議会に指定管理者の指定にかかわる議決をお願い申し上げる次第であります。

SIPの指定管理者選定につきましては、施設運営の平等性や安定的な管理等について審査するとともに、施設の目的、効用が最大限発揮できることに注目して検討されてきております。SIPという施設の目的や機能が、情報技術関連産業の人材育成や地域産業の活性化でありまして、ジャストインタイムで適期適切に利用者サービスや支援活動の対応ができたり、また施設運営及び事業展開が効率的、効果的に発揮できることが必要だというふうに考えております。指定しようとする塩尻市振興公社は、産業技術支援や人材育成、市内製造業等の技術支援等の産業の振興を担うことを目的として設立されたところの法人でありまして、そのためのノウハウや人材も確保されており、また具体的な展開が行われているところであります。施設目的の整合性、実現性、維持管理の効率性、適切さなどから、塩尻市振興公社が指定管理者として妥当という判断をいたしました次第でございます。説明については、以上で終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より、質問がありましたらお願いいたします。

五味東條委員 こういう時に、例えば振興公社の理事長の米窪さんというのは出てこないわけですか、この会議に。だから、要するに、こういう意見を聞いた上で、指定管理者の指定については、理事長はここに顔を出さないわけですか、今までは。

副市長 通常、たまたま振興公社でここに入れるものですから、あれですけれども、通常は出ないと思います。もし必要があれば、委員長を通じて関係者を招致することも議会ですることができますので、というようなことになると思いますけれども、済みません、きょうは来ていません。

〔「来てはいけない」の声あり〕

中原輝明委員 関連でもないが、議会の質問の中でも出ているけれど、指定管理者というのが1者きりなくて、

よくやったというような話がだいぶ出ているのだが、こういうのは特に心配するのは、皆さんのように密着した仲のものが、皆さんの仲間で決めたということだ。三者が入ったわけではないから、これは、そこが問題のところだ。これを目的としてこれをつくったのかと言われても仕方がないよ。そうではないと副市長は言うが、聞く人によっては、そういうぐあいに取れる。こういうのはよほど気をつけてやらないと、指定管理者という。仲間が仲間で決めていると、誰もやるなどと言うはずはない。出来物の話でないと思うし。こういう名前が米窪という名前が出た時に、仲間だということは一発だ。これは、よほど、駅前開発のあれも1者きりなくて云々だし、小口市長はまだ企業訪問でその会社まで行って来た。本来は向こうから来て、ぜひお願いしますと言うのが当然なのだよ。こちらから、決定してから訪問ではなくて、会社に来て、ぜひこういうぐあいにやるから頼むというのが本来の行き方だ。それで、2者も3者もあって争った場合はそういうぐあいになると思うが、1者でただ決めてしまったわけだ。こちらも1者だ。例えば、そういうものを議会の皆さんは、懸念、心配していると思う。今までそのようなことは数はなかったよ。あれだけの34億円だか35億円のものを建設するに、それで市の土地もあそこを出すわけだね。これこそ本当に慎重に審査してやっていかないと、この問題も同じことだがね。そうやってほしいな、私は。それで、1者で決めたというのは、どういう精査をしたわけか、この振興公社を。皆さんがつくったのだから、審査も何もなかったのでしょう。

経済事業部長 審査は、庁内の指定管理者の選定審査会というものが、庁内の方しか入っていないですが。

中原輝明委員 そのようなことはわかっている。審査ができたかということだ、皆さんが同じ仲間で。

経済事業部長 同じ職員ではありますけれども、職員という言い方はおかしいです、振興公社は別組織ですのであれですけれども、職員の中ではありますけれども、きちんとした審査基準がさまざまありまして、それについてそれぞれ項目ごと審査をして結果を出したと、そういうことでありますので。

中原輝明委員 そんなものは、初めから内輪でやっているものだから。

五味東條委員 私が心配するのはそこなのです。何となく、はっきり言って、市のOBが普通の談合で決めたというようなのが、少しやはり市民にも聞かれるわけなのです。

中原輝明委員 OBではないよ、現職だよ。

五味東條委員 今は現職なのだけれど、要するに、そういうものが今で言う天下りのなもののように見られる市民もいるわけなのです。だから、そういう面で、特に今の中原委員が言うように、この1者だけでももう決まってしまったのです。その線だというような形で事は始まっているものだから、その辺はもう少し慎重にやってほしいなと思いますけれど。

副市長 慎重にというお言葉を返すのは大変恐縮なのですが、慎重にやったつもりです。一応、公募させていただいておりますし、施設の性格上、非常に、何と言いますか、今までの産業振興の部分と、それから新しいそういう分野で開拓というようなことを含めまして、この施設が本当に直営でいいかどうかということについて、まず公の施設の指定管理者の条例をつくっていただいた時に、十分御論議いただいたのであれですけれども、ここはやはりそういう直営というのには若干無理があるだろうということで、そういうことから振興公社にお願いしたらどうか、公募で振興公社が出てきたものですから、やらさせていただきます。確かに、振興公社に指定しても、なんだ、市から派遣した職員ではないかということになるものですから、その辺が非常に、どういふぐあいに説明していけば一番いいのかよくわかりませんが、一応、いろいろな基準をつくって、本当に振

興公社が妥当かどうかというような審査は、担当課と、それから審査会でもやらさせていただいております。それから、振興公社自体も今までコーディネーター等を雇っていて、それで、今まで市がやってきた部分を継承しながら、より発展させたいということで努力しておりますので、今回は適任ではないのかなということで提案をさせていただきました。指定管理者制度そのものについてもいろいろな課題があるということは、一般質問で御質問いただいて協働企画部長のほうから答弁させていただいたとおりでありますので、今後、課題があれば、それぞれ検討して適正な処置をとっていきべきかと思いますが、今回の部分はそういうことでありますので、何と言いますか、決して市の中で馴れ合いでやったという、そういうことではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

柴田博委員 振興公社が悪いわけではないと思いますが、もし一般公募した場合に、例えば振興公社以外に今ある企業の中で、インキュベーションプラザの指定管理者としてできそうな企業というのは、幾つか予想はしていたのでしょうか。その辺についてはどうでしょう。

経済事業部長 S I P という施設の、そもそもの設置した目的というのは、現に民間の組込みソフトウェアという会社が入っているのですけれども、市の産業振興ということがあって、その中で特に、これから新しい産業に取り組んでいく、インキュベーションですから、そういう人たちが13ありまして、そこで入りまして安い賃料でいろいろ切磋琢磨して創業してもらおうと、そういうことを目的にしている施設でございます。さらに、そこで組込みソフトというものに少し特化して、それを全国の中でも先進的にやっていこうという。それで、実は、施設自体が1つの企業で、そのこと全体を運営できるような性格のものではないというふうな形の判断は、私たちとしては、これを公募した時もそうなのですが、そういう形では判断をしております。1つの企業ということになってしまいますと、ということではなくて、いろいろな企業が集まっているいろいろな、それぞれの小さな企業も含めてなのですが、ノウハウを持ち合っ、そこで交流をしたり、そういうことを含めてそこで創業していく力をつけていくという、そういう施設ですので、一般の企業からは応募はたぶんないだろうということは予想はできました。

ただ、全国的にこういう組込みソフトについて取り組んでいる組合だったか、協会だったか、そういう法人と言うか、そういうものはございます。そういうところがもしかしたら出てくるのではないかなということは、少し、想像ですけど、しました。実際に、そのこととS I Pでやっています振興公社の職員の皆さんも、普段いろいろお付き合いがあって、いろいろな情報交換をしたり、そういう組込みソフトに特化した部分を全国的に展開している、確か法人だと思いますが、そういうところがございます。そういうところは、S I Pの指定管理を受けてやっていくことは可能だと思いますが、一般の企業というのはなかなか難しいのではないかなと思います。

柴田博委員 ほかの自治体で、同じようなインキュベーション施設をつくっているところもあると思うのですが、そういうところの管理がどういうふうになっているかということが、もしわかったら教えてください。

商工課長 具体的にこの組込みソフトウェアを中心としたインキュベーションプラザというのは、私も承知していないところでございますので、全国的な自治体についてはわかりません。

柴田博委員 わからない。では、いいです。

永井泰仁委員 この振興公社が、庁舎の2階で開設という形でやっているわけですが、少し細かいことを言う

ようですが、この振興公社のフロアの使用料、賃貸料のようなものを市はもらっているかどうか、その辺をお聞きしたいのですが。

経済事業部長 今はいただいておりません。

永井泰仁委員 できるだけ馴れ合いというふうに見られないように、やはり一方は財団法人なものですから、これからはできるだけそういうところの、理事長にしても職員とそういう出向というような形の中で市民には見られがちですし、それから、細かいことですが、これからはきちんとそういう公社の理事長なり、独立した団体に見えるような、そのようなことも考えていったほうが誤解がないのではないかという、これは要望ですが、そのように考えております。

委員長 ほかに、なければ、質疑を終了いたします。議案に対する討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第11号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第12号 市道路線の廃止及び認定について

委員長 議案第12号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 それでは、議案第12号市道路線の廃止及び認定についてお願いをいたします。議案関係資料の24ページ以降で御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。それではお願いたします。

提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますが、1路線を廃止し、新たに7路線を認定するというものでございます。

(1)番でございますが、塩尻アルプス工業団地北地区整備事業に伴うものということで、まず廃止ということでございますが、図面がございますので、図面をあわせて26、27ページをごらんいただきたいと思います。廃止ということで、路線番号2144、郷原中電社宅線ということで204メートル。これについて廃止をさせていただきます。そして、新たに2317号、アルプス工業団地北2号線、延長324メートル、幅員9メートル、それから、2318号線、アルプス工業団地北3号線、延長約78メートル、幅員2.5から4メートル、これについて新たに認定をさせていただきますというものでございます。場所につきましては、位置図26、27ページをごらんいただければというふうに思います。

次に24ページをごらんいただきたいと思いますので、(2)番、開発事業に伴うものということで、新たに2路線を認定をお願いしたいというものでございます。位置図につきましては28ページをごらんいただきたいと思います。ですが、中央スポーツ公園の北側になりますが、民間開発で行った住宅地を開発したものでございますが、これについて2路線、ごらんいただいた3513、3514、それぞれ幅員6メートルでございますが、認定をお願い

したいというものでございます。

次に、(3)番、広丘周辺整備事業に伴うものということで、3路線の認定をお願いするものでございます。位置図につきましては29ページをあわせてごらんいただきたいと思います。まず4231、広丘駅東口線ということで、101メートル。これにつきましては広丘駅の東側広場を整備したものに伴いまして、新たに認定をお願いするものでございます。それから、西口につきましては4232、広丘駅西口1号線。それから4233、広丘駅西口2号線ということで、それぞれ106メートル、50メートル、2路線について認定をお願いするものでございます。

ここで若干御説明をさせていただきたいと思いますが、西口につきましては、なぜ4広場の中の北側部分の4233を認定しなければならないということでございますけれども、現場のほうは御存じだと思いますが、ここに西口の北側部分については、バス停と、それから、先ほどの条例にもありましたが、タクシーの乗り合い場所、駐車場等がございます。その関係で、雨除けのシェルターを構造物として入れてございます。そういう関係で、4232の市道認定だけで済ませる場合は、歩道も含めて認定をさせていただくわけでございますが、その場合、北側の構造物が道路内にはつくれないということになりますので、この部分を抜かなければなりません。そういうことで、少し細かい説明になりますが、歩道の部分、北側部分を含めない形で4232については路線認定をさせていただいてございます。その関係で4233ということで、この広場の北側に隣接する宅地の皆さんが、道路と接道しなくなるということで、今後は建物等を建てる場合に道路がないという状況になってしまうということで、今回の広場整備をすることにあわせて、この部分について、50メートルですが、新たに追加で市道認定をさせていただくということでございます。なおこの部分につきましては、構造物等、路盤構成等は、市道認定の車道にあわせてということで構造的にはさせていただいてございますので、あわせて御報告をさせていただきたいと思います。

戻っていただきまして25ページでございますけれども、参考ということで、今回、廃止及び認定に伴いまして、路線数でいきますと2,427路線、総延長でいきますと88万5,000メートル余ということに、総延長になります。参考まででございます。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問ありましたら。

柴田博委員 今説明のあった4233のことですが、道路の北側の人たちが市道に接しなくなってしまうために必要だということですが、現場を見ると、今でもここは自由に車が入れるようにはなっていないくて、車止めがあって車が入れないようになっていると思うのですが、そういう道路でもそういう意味合いで問題ないわけですか。

建設事業部長 これは、建築確認上の関係の部分でございます。市道認定、要するに認定道路であれば、建築が可能であると。そのために認定が必要であると、そういった観点から認定しておりますので。現実、今実際に通れるか、通れないかと言えば、柵を外せば通れると、そういう表現の中で確認等を行っておりますので、ということになります。

柴田博委員 通常、だれでも自由に、通りたい時には柵を外して通っていいということではないわけでしょう。

建設事業部長 この部分につきましては、やはりひとつは広場としてのものが一番のメインになると思います。ただ、今、課長が説明したように、土地利用の関係の中で今までできた土地利用ができなくなる、そういう

う体制はつくれないと。そういう観点の中から道路を1本、新たに設けたということになるかと思しますので、御理解をいただきたいと思ます。

柴田博委員 では逆に、そういう意味合いだったら、別に車止めをつけなくて、歩道の部分と市道に新しくつくる部分の境をきちんとして、道路として使用できるようにはなぜしないのか。

建設事業部長 やはり、現地をまたごらんいただければあれなのですが、幅員と言いますか、通路としての幅、その時に歩行者を優先的に考えたい。その安全を優先的に考えたいという点と、もう1つは、この北側の敷地の土地の利用、この双方をにらんだ時に、やはり一般的に通過をするということも少し想定しにくい部分でもありますので、そういう観点からの利用も、歩行者優先の利用という観点からこういった形態を考えさせていただきましたので。

柴田博委員 例えば北側の方がその道路を利用して、例えば車を入れて荷物を運びたいとか、そういうような場合には、勝手にそういうことはやっていいのか、それとも、いちいち許可をもらってその車止めを外してもらわなければいけないのか、その辺はどうなのですか。

広丘駅整備推進室長 委員がおっしゃるとおり車止めをやっております。これは、先ほど部長が言ったように、通常は道形はございません。印はしてありますけれども、道形作成のような感じはありませんので、通常、荷物を、どうしても重い荷物で横付けできない荷物とかそういうものは、どうしても通らなければいけないものから、かぎを渡して管理してもらうようにしていくつもりでございます。

それともう1つ、先ほど言ったように、警察官立ち寄り所があそこにできておりますので、例えば、巡査とかおまわりさんがここへ来てパトロールするという時に、そこへ置いておけばパトカーが入っただけでも防犯効果はありますので、ここに回転広場をつくって、ここに置いていただけるように警察ともお話しておりますので、一般の人が来て、例えば荷物の宅配業者が来て、このかぎを開けて入るということはできません。あそこに飲み屋さんがありますけれど、あの飲み屋さんを管理している人に、条例が施行できた以降、かぎを渡して管理していただく。普段は通れませんよと。そういう特別な時に限って通ってもいいですよという形に。

柴田博委員 そうすると、例えばパトカーを停めておきたいような時も、管理をお願いする方に頼んでかぎをもらって停めるということですか。

広丘駅整備推進室長 警察官立ち寄り所を引き渡す時に、そのかぎも一緒に渡す予定でおります。

柴田博委員 ここだけは特別ということですか。

広丘駅整備推進室長 はい。

中原輝明委員 面白い問題が出てきて、いいけれど、市道、これは問題だな、いろいろ。いろいろ言いたくないけれど、気持ちは良くわかるが、市道の認定の基準では、少し教えてよ。それからやるから、そういうものは、理屈はわかったから。市道基準の認定。いろいろしゃべらないで、こうだと言ってほしい。

都市づくり課長 市道路線の認定の基準でございますが、幅員的には基本的に4メートル以上、それからあと、市道と市道を結ぶ場合、それから、市道と公共施設を結ぶ場合。また奥が行き止まりになっている場合につきましては、3.5メートル以上奥行きがある場合につきましては、奥に回転広場を設けて市道認定を行うということになっております。幅員的には4メートル以上ということでございます。主なところは以上でございますが、よろしく申し上げます。

中原輝明委員 基本的にはそうだけれど、今の道路を聞いていると、道路は4メートルあるが柵を打ってある。本来、4メートルの道路を開ければ、それは4メートルきちんと取らなければいけないのではないのか。家を建てるがために市道認定をしてやるなどと、そういう情状酌量の、皆さんが余地があるとすれば、これから、今までいろいろ困っている皆さんのそういう余裕を与えてやるということができないのか。これを言いたいのだ、やったことがいけないではなくて。これは答えられないと思うよ。答えを見たら、ぱっと返してしまうよ。今までやってきた経過の中で、そのようなことは絶対はないと思う。今、柴田委員が黙っていたけれど、私は言うけれども、あり得ないよそんなことは、市道認定4メートルでしたとすれば、それをなぜ認めたかということは、事情があった。それでは、一般から内外から出た時に、事情があった時にもそうやって認めてやらなければいけないということを、私は言いたいわけだ。やったことがいけないとは言っていないが、ただあまりにも適当でだめだ。基本を、これは副市長というより、部長も課長もしっかりしなければいけない、ろくな者はいないよ、本当に。こんなばかなことがあるか。考えてみてほしい。これから出てきて、今まで困っていて市道認定してくれと、いっぱいあった時に、皆さんは理屈を言っていてしなかったでしょう。それで、今、道路がないようなものを認定している。内容は家を建てるためだと、北の人の。そのようなことが許せるのか。これが許せたとしたら、塩尻地区内から出てきた道路というのは、農山村などというものは、本当に2メートル50でも3メートルにでもしてもらって、認定してもらわなければいけない、舗装もしてもらわなければいけない。こういうものを皆さんはだめだと言っているではないか。これがわかれば、私はそれ以上追及しない。これからは、そういうぐあいにして、情状酌量と、皆様が見てきて、本人からの希望も聞き、地区から出たものに対してよく吟味して、これは4メートルなくとも、2メートル50でも3メートルでも市道認定してやるべきだという判断をしていくという、これから皆さんが。こういうものは、本当に今までのものは全部淘汰されてしまって、ここだけが新しいものになってしまうのだよ。それを私は気をつけると思うが、皆さん、心の中でみんな感じてやってくれ。個々の皆さんの困っている、困るといのは市道認定に対して。それは責めないけれど、現場に応じて、これは止むを得ないところを、みんなに平等にやってほしい、平等。言うなら言ってみてくれ。では、またやるから。どうしてもだめだ、これは。うまくいくならいいが、例えば私の言っている意見が、私の意見というかみんながそうだと思うが、そういう事情というものは勘案これからしていなければ、市道認定も容易にいかないよ。4メートル、5メートルだと、基準はわかる。それなりに猶予をもってやるべく努力すると、私はこれが本来だと思う。努力。古川部長だ。

建設事業部長 中原委員のおっしゃること、状況というふうなことはよくわかりますが、特に今回のこの部分のところで、そこに新たに道路をつくったという解釈を、今、されている部分のところもありますけれども、もともと広丘の駅前のその一画は県道、市道、その部分の中で土地利用ができていたのです。この土地利用ができなくなる、そのスタンスはもう従前の部分の中ではつくれない。ただ従前からある土地利用のその権利を守るために道路を1本入れてありますよということなのですが、もう1点は、その広場そのものを道路幅員を広げて、全て道路として管理しようという当初の計画でございます。その部分の中で、そうは言っても、利用者のために雨除けのシェルターが必要であると。このシェルターをつくるためには、道路上にはつくれないので、広場をつくってシェルターをつくる必要がある。そういういろいろな工事に当たった条件、これを極力満たしていきたいという観点の中から、今回は基準を外れたものをつくっているわけではございませんので、あくまでも基準の

中でできる範囲のものを創意工夫でつくってきたという状況もございますので、その点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

中原輝明委員 説明は納得できないが、シェルターとか何とかいろいろ言っているが、基本の4メートルというものをなくす必要はないではないか。過去からこうだったと、それでは、今までやり方が悪くて遅くなって申し訳なかったと、皆さん頭を下げなければいけない。

今、4メートルは開いていますか。

建設事業部長 幅員は4メートルとして、確保してあります。

中原輝明委員 それでは、開ければいいではないか。開けて、通ればいいではないか。なぜ通さないのか。その度に外すなどということはある得ないではないか。私の言っているのは、4メートルなら4メートルときちんと開けてやらなければいけないのでしょう、違いますか。それでは、普通のものは4メートルを10センチでも欠けてはいけないと言うのだが、そのようなことがこの世の中に通るか通らないかということだ。真っ直ぐ通して、10センチでも5センチでも足りなければいけないと言うのだから。それは職員の判断か、だれの判断か知らないが、その時の気持ちかどうか知らないが、そういうことではなくて、4メートルというものが基準なら、開かないところは絶対しないよという、この基本ならいいが、先ほどのものは短いところもあるのではないか、4メートル何とかと言ったが。そういうものも市道に認定するということになれば、今までに出してきたものに対して、例えば3メートル50でも、皆さんが見てこれは必要だとすれば認定していても私はいいと思う。そういう余裕をもってほしいということを言いたい。今言われるように、あそこが4メートル開いているかどうか知らないが、通れるような、私もイメージはない。そういうものを市が、自分たちがあそこの開発のために、整備のためにこうだと、それで押し通すということはまずいと思う。違うのか。これは何とも言えないね。万人が見て、その場所と時によって、確かに市道認定はしていかなければいけないと私は思う。

建設事業部長 4メートルという基準の部分のところ、これは、市内各所、4メートルに微妙に満たなくて認定のできない箇所というのは何カ所もございます。私道として道路の形態はなしておりますけれども、この4メートルという部分のところは、どうしてもこれは法的な規制の部分の中から非常に難しい部分がございます、現実、4メートルに満たない部分については、4メートルを満たせるような形態の中で周辺の皆さんから御協力をいただけたところにつきましては、4メートルとして認定をしてきているという部分がございます。特に今回のこの広場の部分につきましては、ほかにもございますが、あくまでも歩行者、駅利用者の安全を優先させていただいたという形態の中で、道路ではございますが、通常は車を止めたいと。そういう観点の中で設置をしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

中原輝明委員 理解しないのではない。それはよくわかる、出していることは、理解しないではなくて、そういう思いがあるという、私の発言の意味だけわかってもらえればいい。いいです。

副委員長 今のだけれど、4ページの駅前広場の図面がありますね。そのタクシー駐車場のこちら歩道だという解釈をして、その中に1本線がある。ここが市道の認定と言う場所ですよね。先ほど言ったかぎをかけるというのは、どこへかぎをかけるのですか。

広丘駅整備推進室長 県道との境の、この隅のところですよ。ここにかぎがかかっているということです。

そこに現況、かぎがかかっている入れないという。ですから、車が入る場合には、このかぎを外さなければ入

れないと。道路の形はありません、見えません。歩道に、ブロックになっていますので。ここにかぎがかかっていますので、そのかぎを。結局、増築する、例えば重い荷物をここから運ぶことができないとかいう時は、このかぎを外して入って行って、この回転広場で回転していければ、下が舗装構造になっておりますので、相当の重量の車が入っても割れてしまったりとか、そういう構造にしてありませんので、ここで普段はかぎをかけて、普段は入れないということでございます。

副委員長 そうすると、これは歩道をつくらうとする、例えばインターロッキングとかいうものは、ここはしないのですか。

広丘駅整備推進室長 してあります。

副委員長 してあるということだね。だから、線は引いてなくても、ここはそういうことだという理解をするわけだ。それで、ひとつ、今常に使っている私道があると思うのだけれど、神田書店のほうへ抜ける、みんなが歩いているところだ。あそこは、ここからいくと、市道認定したもから変えてあるということだね。

広丘駅整備推進室長 ここは、委員御存じのとおり、公道という登記になっておりますので、ここは舗装をしてきれいに勾配をとって取り付け道路。登記上は、公衆用。個人の用地ですが、課税上は公衆用道路という課税になっております。

副委員長 それで、今度はまた違うもの。その下の今は北側を市道に中を含むというのだけれど、そうしたら、南側、駐輪場との境になりますね。ここへ、今度は市が国鉄の用地を買って駐車場をつくるというようになると、ここの中の出入り口はどういう扱いをするわけですか。

広丘駅整備推進室長 その問題につきましてはJ Rと話をしまして、6分の1とJ Rの用地を通らせてもらわなければいけないのですが、一応無償ということで市が使っているということでございますし、その入るところもJ Rで許可を得まして、出入りしているということでございますし、一応かぎとかそういうものは設置しないという考え方で、現在は行うつもりでございます。

副委員長 先ほど、北側では、例えば隣接する住民のためが、例えば建物等を建てた時にそれを市道として利用したらどうかということでもあったのですが、南側にも、ここに1人、この図面を見るとわかるとおり、歩道上に横に家が1軒あって、この人は駐車場のような形で使っているのだけれど、その裏にも1軒ありますよね、家が。この人のためにも、こちら側も別に市道に認定してもいいのではないですか、この歩道の中を。

都市づくり課長 牧野委員さんがおっしゃいましたところですが、南側につきましてはシェルターがございませんので、歩道部分まで含めて市道認定を今回させていただいております。その関係で、幅員構成だとかをござらんいただきたいのですが、24ページです。こちら側につきましては、市道、24ページですが、広丘駅西口1号線の幅員4メートルから38.5メートルということで書いてございます。この38.5メートルというのは、路線に直角に横幅をとった場合ということで38.5メートルとなるということです。それは、南側の歩道部分まで含めた幅員になりますので、今回入れさせていただいてあるということでございます。

副委員長 それならわかる。図面を見ると、これは中だけだから、車道の部分だけだと思っていたので。はい、けっこうでございます。

中原輝明委員 もう1回、建設部長に聞くが、2318のこの78メートルの道路は、これで御理解、一応はしましたか。深い理解をしたわけだね。ここは4メートルだとしているわけだね。

建設事業部長 従前から市道に認定をされている部分、昔からの市道になっている部分のところは、現実的に4メートル未満の道路が認定されている路線がいくつもあります。今回、このアルプス工業団地の北の部分につきましては、昔から道路認定をされている部分、その一部が昔の道路のまま残る、これが2318になります。この部分は、今までも市道認定をされて2144で全体が市道認定をされていた部分なものですから、今回の開発から外れる部分については市道として残さざるを得ない。これは、幅員がなくても今まで市道認定されている部分なものですから、そのとおりに市道として残していきたい。そういうことですのでお願いします。

中原輝明委員 では説明不足というところだ。市道認定という、これは私から見れば、そうではないか。それだから強気なのだな。よくわかりました。了解。

永井泰仁委員 先ほどの4233を本当に4メートルで、35メートルの基準はやっているのでしょうか、結局はポリボックスと飲み屋のためということと、それから、あそこは真ん中のところへ一応かぎかなんかを掛けないと、近所の人に来てここへ車を停めてしまうわけです、ずっと。そういう実態も出ているので、これは実際に利用するあそこの2軒の皆様でかぎかなんかを共有しないと。私も既に、工事が終わった時に何度か現場を見ましたら、ローリーが停まっていたり、近所の人車がちょうど停まっていたとか、そういう混乱をしないという意味からも止むを得ないのではないかなというふうにも感じていますので、この処置は妥当ではないかと思えます。以上です。

委員長 では、そういうことで要望ですね。あと、質疑はありませんね。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、議案第12号市道路線の廃止及び認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号市道路線の廃止及び認定について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**議案第13号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出4款衛生費2項清掃費、
5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、
7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費**

委員長 まだ時間がありますので、次の議案第13号の説明を受けていきたいと思いますが、議案第13号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出4款衛生費2項清掃費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費について、説明を求めます。

商工課長 議案第13号、別冊塩尻市一般会計補正予算(第5号)の関係で41、42ページをごらんいただきたいと思いますが、5款労働諸費の内容についてでございますけれども、41、42ページに職員給与等の補正予算を計上させていただいております。人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしてございますが、

この人件費につきましては補正理由が各該当項目とも共通しておりますので、一括して御説明申し上げまして、以降、担当部からの人件費の説明は省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

人件費につきましては、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた改定を行いまして、御案内のとおり、特別職の期末手当、一般職の月例給、それから期末勤勉手当の引き下げにより、給与全体を減額補正をさせていただいているものでございます。これに、本年度中の人事異動に伴った内容を加味させていただいて年度末までの見通しをした上で、各項目ごとに職員給与費、嘱託員給与費等の人件費の補正をお願いするものであります。なお、給与等に係ります市町村共済組合負担金及び嘱託員の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金率又は保険料率がそれぞれ上がっているために、基本的には増額補正をお願いするものでございます。以上、人件費につきましては御説明を以上で終わらせていただきます。

農業委員会事務局長 続きまして同じページですが、農林水産業費の農業費の農業委員会費について説明いたします。今回の補正は、農業者年金からの農業者の受託手数料の増額でございます。これは、主なものは、新規の年金の加入者があったというようなことで増額になっております。内容につきましては、一番下の年金協議会の負担金につきましては、これは県の統一で、一応7万2,000円にしろということ、当初14万円でしたが、6万8,000円の減額をさせていただきました。これらに伴いまして、旅費の確定を減額し、増額につきましては臨時職員の賃金を増額しているものでございます。以上です。

農林課長 43、44ページをお願いしたいと思います。3目の農業振興費でございます。48万円の増額をお願いするものでございますが、農作物等災害対策事業、有害鳥獣防除対策事業補助金43万円の増額でございます。これにつきましては、野生鳥獣の出没がふえておりまして、被害防止のために農家、あるいは地域が設置いたします電気柵等に対する設置要望が多いということの中で、年度末までの件数を見込みまして補助金の増額をお願いするものでございます。現在19件の申請がございまして、年度末までに25件を予定しております。

それから、中山間地域等直接支払事業、中山間地域等直接支払交付金5万円でございますけれども、これにつきましては、条件の不利な中山間における農地等を守るということの中で、現在、市内全域で17集落でございますけれども市と協定を結びまして活動をしていただいております。そのうち、片丘の北熊井地区でございますけれども、協定面積が3,000平方メートルほど、30アールほどふえまして、その増加分に対する交付金でございますけれども、5万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源内訳につきましては、その他ということで諸費200万円でございますけれども、これにつきましては、猿追い事業ということで、今サルレンジャーでございますけれども、事業を実施してございますが、その事業が国の鳥獣害防止総合対策交付金事業の対象となりまして、定額で200万円を上限としまして交付金をいただけることになりました。その財源を変更するものでございます。

あと、県の補助金3万3,000円でございますけれども、中山間の事業に係る国、県の負担分の増ということでございます。

続きまして45、46ページでございます。2項林業費の3目造林費でございます。森林等整備維持管理費2,150万円の増額でございます。公的森林整備補助金2,150万円を増額するものでございますが、本年8月に県知事の指定を受けた森林整備重点保全地域ということで、檜川地区が指定になってございますけれども、この取り組みます事業が間接補助事業ということになったということで、国、県の補助金が市を経由して事業主体

である木曾森林組合のほうに出て行くということの中で、増額をさせていただくものでございます。

財源内訳も、同額2,150万円を増額させていただいてございます。よろしくお願いたします。

商工課長 同じ補正予算資料45、46ページの7款1目商工費の2目商工振興費についてでございます。中小企業融資あっせん事業の1億3,152万5,000円の補正でございます。信用保証料が2,476万8,000円、それから融資あっせん資金預託金が1億675万7,000円でございます。御案内のとおり、経済不況下における年末年始、それから事業年度を迎えるにあたりまして、中小企業の維持、継続、それから雇用確保等の資金需要に対応するために預託金、保証料を増額させていただきたいということでございます。

融資等の状況については、本会議の中でも答弁がありましたけれども、10月末で、発生件数で前年度比ですけれども1.46倍の252件、発生金額でも1.86倍の18億円余となっております。これに伴う信用保証料の負担金額で2.48倍の6,670万円というのが現在の実行額になっております。こういった厳しい中小企業の状況をかながみまして、今回の預託金の補正によって、今後さらに10億円程度の融資あっせんが可能となりますので、保証料等の負担とともに不況下の中小企業を支援してまいりたいという内容の補正でございます。

続きまして、その次の産業団地道路整備事業1,017万円の補正であります。用地取得費が337万円、それから支障物件移転補償費が680万円の補正であります。本年6月の議会で、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金対象として、アルプス工業団地北2号線として先行前倒して実施することとなった市道の幅員9メートル、延長324メートルの市道整備事業に係るものでございます。今回の補正は、事業決定に伴いまして、現地調査測量や工作物、果樹等の物件調査を実施いたしまして、実質的な道路整備計画がほぼ確定したことによるものであります。今回の補正分を含めて、道路用地面積は現時点では約3,600平方メートル、土地の筆数が8筆、土地所有者は5人で、6月分の補正とあわせて3,955万円余の当年度予算額となります。

支障物件につきましては、用地取得に伴う果樹等の収穫時の補償、柵等の工作物の補償に係るもので、対象者が5人で、6月の補正分とあわせまして924万8,000円の当年度予算となります。以上で説明を終わらせていただきます。

交通担当課長 それでは、一般会計補正予算47、48ページをごらんください。8款土木費3目輸送対策費の輸送対策事業費でございますが、印刷製本費として36万3,000円、地域振興バス運行委託料として84万5,000円、バス停留所設置委託料としまして148万6,000円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、ただいま地域振興バスの来年の改正に向けて準備を行っているわけでございますが、それに伴いまして路線図、また時刻表を網羅した冊子の印刷製本の費用であります。この冊子につきましては、来たる3月15日号の広報しおじりに折り込んで全戸配付をしたいと考えています。また、地域振興バス運行委託料につきましては、バスの社内の音声案内、また、バス停名の表示、行き先名の変更などのバス車両本体に係りますところでございます。また、バス停留所設置委託料につきましては、バス停そのものに表記してあります路線ごとの時刻表、またバス停の表示変更などに要します費用であります。以上、よろしくお願いたします。

建設課長 続いて49、50ページ、道路維持費について説明いたします。今回、道路維持諸経費1,600万円余増額をお願いするものであります。内訳ですけれども、まず電力使用料79万8,000円ですけれども、道路照明と排水ポンプの電力の増加分であります。その下の重機借上料でございます。これは、除雪機械の、これから除雪重機の待機料でございます。平成20年度3月末の専決補正で、県が支払っております管理費、この

2分の1を専決でやらせていただきました。これに引き続きまして、今回の冬も待機料として維持費相当額の補正をお願いするものでございます。除雪につきましては258路線、224キロメートル、37社にお願いしております。その中で、除雪の重機の台数ですけれども、今年の契約でございますけれども、65台が契約台数でございますけれども、この中で、県道から除雪する台数が8台でございます。市道専用は57台でございます。そうということで、実際除雪機械待機料としてお支払いするものは、1,553万5,000円のうちの1,340万円というふうに考えております。

その下、道路新設改良事業でございます。工事費と用地取得費、支障物件移転補償費、あわせてゼロになっておりますけれども、主には国庫補助事業費、主に川岸線、それから堅石通学線の工事でございます。事業費の確定に伴いましての組み替えでございます。

それから、1つ飛びまして都市計画費中の公園管理費でございます。その中の小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、73万2,000円の増額でございますけれども、中身は小坂田公園の経費でございます。まず小坂田公園の關係のレストラン棟ですけれども、この管理許可の条件の見直しによりまして、電力使用料については基本料金の半額を今年から負担するということになりまして、それに対応するものでございます。それからその下、これも同時に管理許可の条件の見直しでございますけれども、公園管理委託料15万2,000円ですけれども、これはキュービクルの保安管理の委託料でございます。庶務課のほうで一括契約しておりますけれども、レストラン棟の見直しに係る部分、15万2,000円の増額をお願いするものでございます。私のほうは以上です。

委員長 この際、午後1時10分まで休憩します。

午後0時05分 休憩

午後1時11分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほどの説明の中で、清掃費の關係は、まとめて人件費の關係とありましたので、それを受けたということですので、質疑を受けたいと思いますが、委員のほうから質疑ありましたら。

丸山寿子委員 42ページが一番下の農業者年金の關係のところ、先ほど新規加入者があってという説明だったので、それは臨時職員が新規ということでしょうか。

農業委員会事務局長 農業者年金の加入者が新しい方がふえたものですから受託料がふえたと、こういうことです。

丸山寿子委員 そのことでお聞きしたいのですが、何人ふえたのかということ、現在、農業者年金のほうに加入している人というのは、うちの市の場合どのくらいいるのか教えてください。

農業委員会事務局長 新規は、去年の4月までで4人ふえています。今、3カ年計画で農業者年金の新規加入10万人という全国的でやっているのです。うちは18人の予定で、この間までで20人、一応加入ということです。新規加入ですね。それで総数は、3月末で加入者は522人くらいです。それから、死んだ方もいるものですから、今現在のところはちょっとわかりません。520人くらいです。

丸山寿子委員 あと、年金を受給している人というのはわかるのですか。受給まではわかりませんが、今現在の受給者。

農業委員会事務局長 金額ですか。

丸山寿子委員 人数。

農業委員会事務局長 人数ですか。受給者は419人です。

丸山寿子委員 かつて、農業者年金を受け取るために、後継者がいないと受け取れないという規定だったのかわかりませんが、それも1つの加入者をふやす工夫だったのかもしれませんが、そういったことで子どもの代が加入するということがかつてあったと思うのですが、今はその辺はどうなっているのですか。別に後継者というような形でなくても、加入したり受給したりということになっていますか。

農業委員会事務局長 受給者は第三者でもかまわないということになっています。親戚の方とか、保護者だとか、そういう方になると、税金の対象とかに。相続が一番いいのですけれども、それでもいいと。

丸山寿子委員 ということは、第三者であろうと、親族であろうと、後継に当たる人がいないと受給できないのですか、今の答えでいくと。

農業委員会事務局長 それは移譲年金のことで、通常の年金は農業者共済からもらえるものですから。

丸山寿子委員 農業者年金の通常の年金ですか。

農業委員会事務局長 はい、通常、65歳からもらえるものです。移譲年金というのは、今おっしゃった後継者とか、そういう形です。

丸山寿子委員 わかりました。

五味東條委員 44ページの農作物等災害対策の有害鳥獣駆除のことなのですが、とにかくこれは毎年毎年増えてくるのですよね。私は議会でも言ったのだけれど、ふえたという原因は、要するにそういう有害鳥獣がふえたことなのですから、その個体を始末しない限り、やはり困ってもお互いに困うだけではだめなものですから、要するに鉄砲撃ちだとかそういうものをふやすとか、そういう対策を講じるとか、そういう考えについてはどのように考えていますか。

農林課長 有害鳥獣の関係については、確かにこういう対策だけでは不十分な部分があるかと思います。今、猟友会の皆さんを中心にしてはすけれども、御負担いただいていますけれども、やはり農家側としてもできることからやるということの中で、地域の中で銃器とまではいきませんが、わななりの免許を取っていただいて個体調整をしていくことが必要だというふうに考えております。

五味東條委員 だから、例えばわななどは、県で講習を受ければやってくれますから、例えば講習料を市で負担するとかね。要は、確かに個体が多くなったからこういう形で毎年、毎年ふえていくのだから、それを少しでもやるための、例えば方策を補助して、要するに淘汰するというような考え方になっていかなければいけないのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

農林課長 確かにふやす方策として市のほうで補助金を出すとかというのもひとつの方法であろうかというふうに思います。このことにつきましては、議会の本会議等におきまして御要望と言いますか、御意見をいただいておりますので、私ども内部の中では研究をさせていただきたいというふうに思います。一方で、農家の皆さん、あるいは地域の皆さんでも、いわゆる生活を守るという中で、やはり他人任せだけでなく、自分でもそういう防御と言いますか、する必要というのはあるかと思います。ですので、その双方の中で一体となって取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

五味東條委員 本当にこれからも検討してってもらいたいということで、ひとつこれは要望としておきます。

それから、もう一つ、50ページの小坂田公園のことですが、レストラン棟の電力の使用料の半額を市でもつようになったというような説明がありましたのですが、あのレストラン棟をやっている薬師の権利の関係ですね。あれは、一応、どのくらいの年限で買い取って、今どういう契約になっているのですか。電気料だとかというのは、もとは全部その店主さんが支払うような形になっていたのですか。

都市づくり課長 平成15年に契約をしてございますが、現在、使用料としてですが、建物使用料として年間192万円いただいております。それで、ダイショウという会社が当初入っております、それが撤退した後に、薬師平ホテルのほうで経営をしたいということでお話がありまして、今の経過になっているわけでございます。うちのほうとしては、電気料につきましては当初契約におきましては、基本的に薬師平のほうでみていただくということで契約をした経過がございます。ただし、実際経営をする中で、あの場所が非常に高台にあると、それで奥に入っているということの地理的条件と、非常に経営が、前契約者もそうでしたが、非常に苦しいということの中で、またあの施設が非常に大きい施設であって実際にはかなりの電気料がかかってしまうということがございます。基本料金も受電施設が非常に大きいということで、非常に大きい電気料がかかっていると。そういうようなことのお話の中で、3年に1遍、契約について見直しをしてくるわけですがけれども、その中で電気料が非常に負担になっている部分があるということの中で、契約を継続するについて、ぜひ市のほうとしても電気料の部分について一部負担をお願いしたいというお話し合いがありまして、本年度につきましては受電施設として非常に大きな部分がありますので、基本料金の2分の1、それを市でまみましょうということでお話し合いがされたという経過がございます。そういうことで、今回58万円の補正をここでお願いしたいということでございます。

そして、今のレストラン棟の経営の状況でございますけれども、平成20年度で御報告をいただいている内容では、売り上げ収入等で約4,740万円ほど、売り上げ収入等でございます。そして、支出の面でいきますと、仕入れ代から人件費、その年の電気料等々を入れますと、約4,835万円ほどになって、おおむね、差引90万円ほどの赤字という状況だそうでございます。ただしですね、あの施設をオープンするについて、薬師平としても開業資金ということで、一応薬師さんのおっしゃるには3,000万円程度の出資を開業にあわせてしてきているということの中で、この開業資金がなかなか、利息も含めて回収できていかない部分が今の経営状況であるというような、いろいろな経過がございます。そういうことを踏まえながら、あそこを道の駅という機能を維持していくためにも、あそこを塩尻市としても応分の負担をさせていただいて、塩尻市のPRの場としても活用していただくということも含めて、電気料の基本料金の2分の1を本年度から負担をさせていただくということで、補正をお願いしたところでございます。以上です。

中原輝明委員 関連で。またみぐさいことを言うのだけれど、指定管理委託料というのは決まって、それは相手が承知してやったことではないのか、違いますか。やる方がいいとか、いけないではなくて、もし電気料を云々ではなくて、全体の指定管理料を、50万円引くのなら、再契約した時にすればいいではないか。そういう補助のやり方というのはないよ。それでは、いけない事業の指定管理者なんていうものは、そうやってみんな見てくれると思うよ。例えば自分の金だと思って、それができるか、できないか。電気料だけ別に補助するなどというのではなくて、3年契約の時にそういう話が出たら、こういうわけでこうだから、それでは50万円引いて、

195万円だか、185万円にすればいいではないか。どうしてそういうことをしないのか。それでは、ほかにも出てくればどうするのか。やるのか。大小にかかわらず、内容は同じだよ。3,000万円かけても、あの当初は、それで指定管理者になってやると言ったのだから。そういうことをいちいち言っていくと、そのイトーヨーカドーみたいになってしまうぞ、まさに。またあれを助けなければいけないのだから。助けるということは買うということだ。もっとしっかり。そして、そのような話があったら、事前にいくらでもこういうところで話ができるではないか。こういうわけで困った話があるけれど、どうするかと。ちっぽけだから、議会などはいつでも返事するからいいわと、そんなものではないよ。もっと基本をもう少し考えてやってくれ。どうして再契約、3年契約のサイクルで回して、その時にこれではいけないから何とか契約管理料をうまくしてくれないかと。それではこれだけこうしてやる。当時の指定管理者については、相手はきちんと承知してやったものだ。イトーヨーカドーだって同じだよ、そういうことを言っただけは悪いが。

それと、部長に聞くが、こういう委員会があるのに、実はこういうわけで困っていると、前からあったではないか。今度出てくる予算はこうだけれどもという話だとしていいのではないのか。それでは、これはいけないといえば、どうするのか。そういうぐあいに話をすれば、理解できるではないか。みぐさいこと、意地悪でなくてさ。私が言っていることが間違っていれば直さなければいけないが、これを世の人に聞かせてみれば笑われてしまうよ。認めないぞ、一般の市民は。こういうことを勉強してやれというのに、だめだ。立場はみんな悪くなるではないか。

建設事業部長 今課長のほうからも説明を申し上げたのですが、少し一部伝わらなかった部分もあったのかなと思います。今回この補正をお願いをしたという、今の時期ではございますが、施設予算の中で今まで運営してきたのですが、実は、今の3年ごとの契約更改、これが今年の4月ということでございます。それで、それまでの部分については指定管理ではなくて、契約ということをやっていた部分なのですが、その中で、本来的に施設の管理者である市が負担をしなければいけないというような部分についても、これはその管理の契約上の中で、今まで見てもらっていたというのが現実でございます。そういう中で、平成20年度の決算を打っていく中では、先ほど課長が申し上げたように非常に厳しい経営状況になっているという中で、本来的に施設の管理者としてみていただきたい部分についてみていただけないでしょうかと、こういう薬師のほうからの申し出がございまして、その部分について、そうは言っても、従前がそうだったのだから継続的にみてもらえないかと、そのような話し合いをする中で、原則的に基本的な部分については、これは当然市のほうでみていくべきであろうなということで、今言ったような形の契約更改をさせていただいた、更新をさせていただいたと、そのようなことでございます。それに基づく一番の部分、今課長のほうから説明を申し上げました電気料、それもキュービクルを設置してあるものですから、その基本料金、そういう部分についての負担、これを、では市のほうでも2分の1を負担する必要があるであろうと、そのような判断をさせていただいて契約更改をしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

中原輝明委員 それは理解するはいいが、その方法が、そういうやり方は間違っていないか、間違っていると云うか、ほかに方法がありはしないかということをお聞きしたい。そこらにいる課長の連中、みんなそうだと、自分のもっている場所の出し入れの関係はそうだと思うよ。そういうことをよく。こんなことを市民に聞かせてみたら、笑われるよ。これから注意してやってよ。要望しておく。

中原巳年男委員 キュービクルはどこ物ですか。市の物なのか。

〔「市の資産です」の声あり〕

中原巳年男委員 今、中原委員も言ったのですが、電気料を負担というのも、例えば192万円の年額使用料の中から、例えば60万円とかを引いて使用料にしてしまったほうが。結局、そうすると、ではキュービクルが壊れたらどこでみるのかといったら、市でみななければいけないですよ、市の物だから。だから、そういうことをはっきりわかるような契約のしかたに、随時変えていくほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

都市づくり課長 契約の本契約については一応10年間ということですので、あと2年あります。内容について継続していくかどうかということについて、3年ずつということになっています。ですから、本契約は一応10年間有効ということでありますので、あと2年ほどございますので、最終的には、その時には、契約書自体を見直しをしなければなりませんので、その時点では、その辺も含めて契約の、使用料等も含めて、当然見直しを、見直しと言いますが、どうしたらいいかということ再度検討しなければならないというようには考えておりません。

五味東條委員 私の今までの感覚では、まああとことん行っているという感じを受けていたのですよ、そういうところへ行って。平成20年度は、今、90万円の損失ということなのだけれど、平成18や19年度は、いわゆる利益は上がっていたわけではないですか。だから、私の、これはあくまで想像ですが、その時点では利益は上がっているというふうに私はってはいたのだけれど、たまたま90万円赤字になったから、では電気料を半額にしろというような感じでは少し、いわゆる企業努力も足りないのではないかなという感じもしないわけではないですが、いかがなものでしょう、その辺は。

都市づくり課長 平成21年度から都市づくり課で細部を見るようになったわけですので、平成20年度について決算報告を具体的に受けておりますけれども、今までの何年かの経過の中では非常に経営の状況についてはやはり電気料、これが非常に大きなウェイトになっているということで、年間約380万円ほどかかっている。これが非常に大きいということの中で、市のほうに何度か電気料等についての見直し等について要望も上がってきておりました。この辺について、見直しの時点というような形の中でずっと来ているわけでございますけれども、具体的な数値は、私のほう、平成19年、18年は今持っておりませんが、経営としては非常に厳しかったなという部分で聞いております。具体的に、今言いましたように、平成20年度につきましては、そういうような数値で出てきておまして、なおかつ、再度契約を継続するかという段階の話し合いの中に、相手方の中で一番考えの中にあるのは、初期投資した部分の金額の部分、この部分についてなかなか回収できていけないという部分がありまして、トータルにその部分を考えていって、何とか、そうは言ってもせっかく大切な施設を引き受けた以上は何とかやり通したいという相手方の気持ちもありまして、その辺のところのお話をさせていただいたわけでございます。そういうことで、単年度だけの赤字ということではなくて、非常に経営的に電気料が大変になってきているという部分で、今回、さらなる経営努力をしていただくことをお願いしていく中で、負担をさせていただこうという形でやらせていただいたものでございますので、お願いを申し上げたいというふうに思います。

五味東條委員 私の今聞いている範囲では、今まではそれほど赤字ではないという形を聞いているものだから、

確かに設備投資自体は当然かかったと思うのですけれど、入った時点ではね。これは当然、企業がやるために当たり前のことであって、だから、事実営業する中にもいわゆる必要経費というようなものに対して、売り上げ帳簿と比べた場合に、決して赤ではないようなことを私は聞いているもので、前の資料がないといえませんがそれまでだけれど。要するに、そういうこともひとつの企業努力として考えてもらうような方向で、少し考えていただきたいと思うのです。認める、認めないという意味ではなくて、やはり施設として受けたからには、企業も責任をもってもらいたいと思います。以上です。

中原輝明委員 44ページの中山間地域等直接支払事業というのは、継続性が今後あるのかどうかというのが1点と、50ページの上段の除雪路線の関係について、昨年度と今年度と延長はどのようになっているのかというのと、今後どういう延長路線の要望についてはどのような配慮をしていくか。その下の道路新設改良事業の2,800万円余の組み替えと言っていたが、これはどこへ組み替えたのか。3点を。

農林課長 中山間地域の直接支払事業ですけれども、今回、国の事業仕分けの中でも一応議論をされたところですが、中山間地域における遊休荒廃農地にかなり効果が上がっているというようなこともございまして、今2期事業でございますけれども、3期事業ということで引き続き実施できるという見込みになっております。今現在、塩尻市の中で17集落ございますけれども、おそらくこれも継続していけるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

建設課長 除雪と道路改良費につきましては、それぞれ担当の課長補佐からお答えします。

維持係長 除雪につきましては、本年度37社と契約しまして、路線につきましては258路線、延長につきましては昨年度と同じ延長になっておりますのでお願いいたします。

中原輝明委員 組み替えは。

建設係長 道路新設改良事業の組み替えでございます。市道の新設改良工事の減額2,820万円の行き先でございますが、堅石通学線工事、これは堅石のいわゆる病室踏切と言われているところの工事費750万円の減額でございます。それから生活道路、いわゆる市単の改良事業の道路の拡幅改良工事の分でございますが、170万円の減額をもちまして、こちらのほうは用地費のほうへ組み替えをさせていただきます。それから川岸線、奈良井で進めさせていただいています川岸線の道路改良工事、これを1,900万円工事費を減額をして、補償費等のほうに組み替えをさせていただいております。以上でございます。

中原輝明委員 除雪路線のこれは、要望はないか、追加の。追加要望というのは。

維持係長 今年度につきましては、各地区の要望はありませんでした。

中原輝明委員 よく何も文句がなく立派にできている。これはけっこうなことだが。要望がないことはないような気がするのだけれども。基本的には、延長するばかりが能ではなくて、ある程度のところではきちんと決めて、それ以上は個々で対応してもらおうというようなことでいかないと、予算がいくらあってもいけないし、一般的に平等というわけにはいかないと思うもので、基本的にはそれでいいと思う。以上です。

柴田博委員 45、46ページの商工振興費のところですが、財源の内訳がここに数字があるのですが、その説明を少しお願いします。

商工課長 財源の内訳ということで、500万円と1億1,275万7,000円でございますけれども、寄附金につきましては収入のほうでみておりますけれども、8月に組込みソフト産業の振興ということで、土屋一

平様という上田市在住の方から御寄附をいただいております、それを収入でみてございますので、これを補正させていただいたという次第でございます。それから、残りの部分については、これも収入のほうでみておりますけれども、信用保証協会の保証料の補給金が600万円。これは、当初融資をした時に保証料を市が負担してございますけれども、途中で残債分と言いますが、返済があった場合、期間に応じて保証料が戻ってきますので、その部分を収入として今回、補正させていただくものでございます。もう一つは、預託金と言いまして、1億675万7,000円でございますけれども、これは、年度ごとに、年度始めにそれぞれ金融機関等に預託金として入れまして、年度終わりにはお返しいただくということになっておりますので、その分の収入をみてあります。預託金につきましては、当初、銀行それから信用保証協会と協定を結びまして、単年度で決済性預金として行うというふうなものでありまして、この預託金の額に、4.7倍という形で倍率を掛けたところまで各金融機関で融資を実行していただくというお約束をしたものが、預託金の性格となっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

永井泰仁委員 今の中小企業の融資あっせん預託金、それから保証料というものがふえてきているわけですが、市内の企業の景気動向と言いますが、今どのような状況か、お話し願いたいと思います。

商工課長 過日も日銀の短観等が発表されておまして、内容的には全国的には大手の企業を中心に景気の回復のような基調が見られておりますけれども、市内の中小企業におきましては、若干景況D Iなどを見ますと、好転の兆しは出てきておりますけれども、個別の企業さんに入りますと、たいへん厳しい状況であるということです。一部、1カ月くらい前までは、カメラ関係の業界については非常に好調だという話も聞いておりますけれども、よくよくお話を聞いてみますと、先行き2月までくらいしか仕事のめどがないというような話も聞いております。業種間でかなり差があったり、企業間によってかなり差があるものというふうに思っておりますけれども、全体としては大変厳しい状況であることには変わりはないということであります。また、若干円高の傾向も、90円近くになってきておりますけれども、その辺もデフレ等の関係もありまして、大変心配されております。特に小売業等につきましては所得そのものが減ってきておりますので、大変厳しい状況だということ聞いてございます。概況についてはそのようなことでございます。

永井泰仁委員 厳しいことはわかりましたが、今ははっきり言って、国がなかなか景気に効果的な対策が出てきていない中で、担当の課長としては、塩尻の活性化ということに今後向けて、何か施策とか、あるいは、こういった面を強化したいとか、そういう思いがあったらお話しいただきたいと思います。

商工課長 大変難しい質問だというふうに思っております。まずとにかく製造業につきましては、今回少し景況が上向いてきたのも、中国の動きに対応する部分があるということで、その部分が国際競争力も高まっているわけですので、とにかく付加価値の高い製品、例えば先ほどS I Pのお話もありましたけれども、組込みソフトウェア等々の関係も含めて、付加価値の高い製品を製造し出荷していけるように体制をつくっていくこと。そして、何よりもそういう元気のある、勢いのある企業を1つでも多く育成してまいるということが必要だというふうに考えておりますので、全体的な商工施策の中で、そういった部分を特に力を入れて、もちろん基盤の従来型の企業も含めて全体的な底上げを図っていったらというふうに、回答にはならないかもしれませんが、そのような思いではあります。

中原巳年男委員 3点、46ページの造林費の2,150万円、これは市を經由して木曾森林組合のほうへと

いうことでしたけれども、檜川地区は当面木曾森林組合の管轄になっていくのか、ずっといるのかということが1点。

それから、一番下の大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業。違うか、その次が、50ページ、重機借上料ですけれど、除雪が出た場合と出ない場合では、どういうふうに、どこで仕切りをつけるのか。全然、除雪に1回も出なかったらこれを1回とか2回程度でこのまま払うのか、本当に雪がしょっちゅう除雪をしてもらわなければいけない時が、通常の除雪の費用プラスこういう形なのか、その辺の区切りはどこで区切るのか。

建設課長 まず除雪の関係ですけれども、今回の補正分は固定費として支払いますので、待機費です。これは出勤の如何に、頼まなくても、去年もケースがあって、10社ぐらいは全く動かずの会社もありました。それも支払わせていただきました。あとは、稼働費分ということで、時間当たりの単価で支払うようになっています。

農林課長 森林組合に関する御質問でございますけれども、今回の公的森林整備事業の補助金に関しましては、事業の実施主体として実際に木曾の森林組合が地域の皆さんを取りまとめて、指定にこぎつけたというような経過もございまして、地域の実情を知っている木曾森林組合が事業を実施していくということになってございます。ただ、私ども塩尻市の管内では、木曾の森林組合と松本広域の森林組合と2つございまして。私どもの立場とすれば、1本でいきたいということで、将来的には松本の広域森林組合に入っていただくということを考えておりますけれども、ただ地域の中で森林組合が1つでなければいけないということがないものですから、実際には、地域と非常に密接なつながりがあります木曾の森林組合が、地元の方たちからの仕事を請けてやっているというような実情もございまして。ただ、私ども、公的な整備等につきましては、市有林等の整備につきましては松本の広域の松本地域の森林組合というような形で、徐々にですけれども、あの地域の皆さんにも入っていただくような形で進めてまいりたいと、そのように考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、これで質疑を終了します。議案に対する討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号平成21年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、経済建設委員会に係る部分を原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号平成21年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、歳出4款衛生費2項清掃費、5款労働費（1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費（1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く）、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に進みます。議案第16号平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をお願いします。

上水道課長 それでは、議案第16号平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

御説明いたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

まず歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出とも、先ほど一括して御説明させていただきましたとおり、人事院勧告などによります人件費の補正でございます。補正額にいたしましては、16万3,000円の増額で、予算総額をそれぞれ1億9,847万3,000円とするものでございます。

次に歳入について御説明いたします。7、8ページをお願いいたします。まず下段の前年度繰越金につきましては、平成20年度の決算によりまして繰越金が確定したことにより、1万2,000円を増額し、前年度繰越金を1万3,000円とするものです。次に上段の一般会計繰入金につきましては、歳出の補正増額16万3,000円を、前年度繰越金の補てん額1万2,000円を補てんし、なお不足する分について一般会計からの繰入金15万1,000円を補正増額するものです。以上、16万3,000円の補正額で、歳入総額は、先ほどお話ししたとおり1億9,847万3,000円となります。

次に、9、10ページをお願いいたします。歳出の補正についてであります。簡易水道事業に従事いたします正規職員1人、嘱託職員1人の給料、報酬などの人件費を、先ほどの人勧等の変更によりまして補正をするものでございます。一般管理職員給与費では4万6,000円の増額、一般管理事務費では11万7,000円を増額するものです。なお、人勧のほうでは、給料等は下がっておりますけれども、先ほど説明がございましたとおり、共済組合の負担金、あるいは社会保険料の料率が負担率が上がっているということでありまして、トータルの補正増になるという形になってまいります。以上でございます。

委員長 それでは、委員のほうから質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第16号平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

委員長 次に進みます。議案第18号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をお願いいたします。

上水道課長 議案第18号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、先ほど来話が出ていますように、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費でございます。それとあわせて、給配水管の修繕費の増額及びそれに係ります修繕引当金の繰越金が主な内容となります。

まず第2条の経営活動に係ります収益的収入及び支出についてであります。収入となります水道事業収益の第2項営業外収益では、給水管の修繕に係ります修繕引当金戻入益978万円を増額し、水道事業収益としまし

ては、補正予定額978万円の増額で、補正後の予定額を15億2,279万7,000円とするものです。

次に、支出となります水道事業費用の第1項営業費用におきましては、人件費の減額、給配水管修繕費の増額で、あわせて43万2,000円の減額で、また、営業外費用では消費税49万円を減額し、あわせて水道事業費用としましては、補正予定額92万2,000円の減額で、補正後の予定額を15億2,890万3,000円とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出についてでありますけれども、資本的支出の第1項建設改良費では、これも先ほど来話が出ていますとおり、人勧等の改定によりまして人件費を17万1,000円増額し、資本的支出としましては、補正予定額17万1,000円の増額で補正後の予定額を6億6,947万2,000円とするものです。なお、補正予定額17万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を充当することになります。

次の3ページから6ページまでは、収益的収支、資本的収支の目別の実施計画、実施変更計画、あるいは資金計画等になります。

次に損益計算書及び貸借対照表などについて御説明をする前に、補正予算第2号説明明細書につきまして、先にこちらのほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。10ページをお願いいたします。まず10ページの収益的収入及び支出の収入についてでございますけれども、営業外費用の5目引当金戻入益は、本補正におきます給配水管修繕費の財源といたしまして、修繕引当金を取り崩し、修繕引当金戻入益を税抜きで978万円の増額をするものです。

次に11ページをお願いいたします。支出についてでございますけれども、営業費用の1目原水及び浄水費、4目業務費、5目総係費におきます補正につきましては、人件費等の補正になります。2目の配水及び給水費の修繕費では、今年度上半期におきまして非常に道路上の給配水の修繕件数が多かったということに伴いまして、修繕費用が増額になっていることによりまして、ここで1,027万円を増額し、本年度の予定件数といたしましては150件強の修繕対応を予定するものでございます。

次に12ページをお願いいたします。次に営業外費用の2目消費税につきましては、修繕費を増額したことによりまして、これに係ります仮払い消費税額が増額となり、納入すべき消費税額が、料金収入等の借受け消費税額から、工事あるいは修繕等の発注に係ります仮払い消費税額の差額があることから、49万円の減額をするものでございます。

次に13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、資本的収入及び支出についての説明になるわけでございますが、2目の配水施設費から4目の受託建設費まで、こちらについては先ほど来話が出ていますとおり、人事院勧告等によりまして人件費の補正という形になります。

次に、今の補正の内容につきましての経営状況、あるいは財政状況については、7ページをお願いいたします。まず本補正によりまして経営状況を表します予定損益計算書についてでございますけれども、これにつきましては、正確な期間の損益を計算するために税抜きで記載をしてございます。また計算書につきましては、計数整理の関係で、多少一部分におきましては、補正金額とあわないところがございますが、御了承をいただきたいと思えます。本補正では、下から3行目でございますとおり、本補正によりまして当年度の純損失額は1,979万3,000円と、当初予算と比較した場合、1,000万円強圧縮されておりますけれども、本年度の収益状況とい

たしましては、先ほど来お話しが出ていますとおり、経済状況等によりまして上半期の収益状況につきましては、予算額に対して今のところ3%程度減収が見込まれております。これによりまして、今現在12月補正の段階では、純損失額1,979万3,000円という状況でございますけれども、こちらのほうは増額されることが見込まれている状況でございます。

次に、8、9ページをごらんいただきます。水道事業の財政状態を表します予定貸借対照表についてでございますけれども、こちらにつきましては、9月の定例会におきまして平成20年度の水道事業会計の決算認定をしていただきましたものですから、それにあわせて、こちらのほう、補正とあわせて調整はしてございます。なお貸借対照表のほうにつきましては、まず平成21年度末の予定といたしましては、固定資産、流動資産、繰延勘定をあわせました資産合計は、8ページの下段にございますとおり、164億5,508万9,000円を有するという状況にありますし、9ページとなりますけれども、固定負債と流動負債をあわせました負債合計額は、2億6,324万9,000円で、資本金と剰余金をあわせた資本合計は、9ページの下段のほうになりますけれども、161億9,184万円であります。最下段のとおり、負債資本の合計金額につきましては164億5,508万9,000円となります。以上が、平成21年度末の予定の貸借対照表となります。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたら。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号平成21年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号 平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

委員長 次に進みます。議案第19号平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

浄化センター所長 それでは、議案第19号でございます。下水道事業の補正予算でございます。1ページをお願いしたいと思います。業務の予定量といたしましては、公共下水道事業補正予定額が928万2,000円の減、計で3億8,563万円でございます。特定環境保全公共下水道事業につきましては、補正予定額がマイナス2万6,000円ということで、3,067万5,000円でございます。

収益的支出をお願いしたいと思います。科目といたしましては、下水道事業費用、マイナス1,469万1,000円ということで、計21億7,484万5,000円でございます。項目といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。

資本的支出でございますけれども、科目といたしましては資本的支出補正予定額が930万8,000円の減

でございます。計で21億6,141万1,000円でございます。

2ページをお願いしたいと思います。議会議決を経なければ流用のできない経費ということで、職員の給与費でございます。補正予定額が1,056万8,000円の減で、計で1億721万8,000円でございます。

4、5、6ページを飛ばしまして、損益計算書でございますけれども、税抜きでございますけれども、当年度の未処理欠損金として、一番下でございますけれども、1億7,275万1,000円ということです。

8、9ページをお願いしたいと思います。貸借対照表ということで財政状態を表すもので、税抜きでございます。資産の部で固定資産が主なものでございますけれども、資産合計で489億8,493万4,000円ということでございます。負債の部で企業債等で負債合計が13億9,874万円ということでございます。資本の部で、一番下で、剰余金合計が202億8,587万2,000円ということで、資本合計が475億8,619万4,000円ということでございます。負債資本合計が489億8,493万4,000円ということでございます。

10ページをお願いしたいと思います。10ページの浄化センター費でございますが、主なものにつきまして、委託料でございます。323万5,000円の減でございます。これにつきましては、運転管理業務委託料が事業費が確定したということで、減ということでございます。その下の動力費の1,000万円の減ということで、これは施設電気料でございますけれども、昨年、原油価格の暴騰で電力の平均単価が上がっております。去年で16円50銭でしたけれども、今年になりましてその原油価格が安定しているということで、単価的に13円ということで、平成18年度単価並みに戻ったということで、去年に比べて3円50銭下がったということで、浄化センターにつきましては、年間消費電力が360万キロワット使用しますので、約1,000万円の減ということでお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたら。

永井泰仁委員 下水道の受益者負担金が、9月末現在の未収金が488万円余ということで、いわゆる収納率が75.4%で、前年比4.2ポイント下回っているということでありますが、この辺の事情について御説明ください。これは監査委員の指摘の中に載っておりますので、お願いします。

下水道課長 受益者負担金の納入につきましては、それぞれ5年分割と一括の関係等がございますが、それぞれ前納報償金等で、経費のうちで、受益者負担金の納入奨励に努めているところでございますが、御案内の経済情勢等もございまして、受益者負担金について滞納、遅れているということでございまして、そういう関係で滞納がふえているということでございますが、これにつきましても、専属の徴収者がいまして、その方が方々を訪問させていただいて、それぞれ交渉させていただいて収納に努めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

永井泰仁委員 もう1点だけ。同じく監査委員の指摘の中に、汚泥処理量が前年比で23トンも減少しているということですが、これは当然流入の汚水量が減ったということだろうと思いますが、その要因はどんなふうにかかっていますか。

浄化センター所長 流入については若干ふえております。それで、なぜ汚泥が減ったかと言いますと、いろいろ消化の促進をこまめにとるか、運転をうまくやったということです。

五味東條委員 要は、過去から言うと、1カ月おきに検針だとか、徴収でメーターを検査したのが、毎月、今

やっているのだよね。毎月やっていることは、漏水だとか、あるいは未収金をなくすためにやったのだということ、人件費をふやして毎月やっているわけだ。そうでしょう。にもかかわらず、また未収金が多いということになると、少し話が違うような気がするが。

下水道課長 私が今御答弁させていただいたのは、受益者負担金の関係でございまして、使用料の関係につきましては、五味委員の御質問は下水の使用料とか水道使用料のことでございますね。それにつきましては、毎月検針で漏水等のあれに努めさせていただいて、収納率を上げているということです。私が今、永井委員に御答弁させていただいたのは、受益者負担金についてです。

委員長 いいですか。ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論に移ります。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成21年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

委員長 次に進みます。議案第20号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、説明を求めます。

浄化センター所長 議案20号でございます。1ページをお願いしたいと思います。農業集落の排水事業の会計補正予算でございます。収益的支出でございますけれども、農業集落排水事業費用といたしまして218万2,000円の増でございます。計で3億4,358万5,000円ということでございます。項目といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。明細につきましては、9ページ以降で御説明したいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、職員給与費でございます。マイナス57万9,000円ということで、計891万8,000円ということでございます。

3、4、5ページを飛ばしまして、損益計算書でございますけれども、税抜きでございます。一番最後の当年度未処理欠損金としまして5,431万5,000円ということでございます。

7、8ページをお願いします。貸借対照表でございますが、資産の部といたしましては、主なものは建物、構築物ということで、資産合計が91億2,719万4,000円ということでございます。負債の部でございますけれども、引当金、流動負債、一時借入金等をあわせまして、負債合計が2,376万5,000円ということでございます。資本の部が、資本剰余金合計が48億2,476万5,000円ということでございます。剰余金の合計といたしまして47億7,045万円、資本合計といたしましては91億342万9,000円ということです。負債資本合計が91億2,719万4,000円ということでございます。

9ページをお願いいたします。明細書でございますが、主なものにつきましては、浄化センター費の修繕費でございます。290万円をお願いするものでございますけれども、これにつきましては、贛川、東山、岩垂、本洗馬、小曾部、宗賀南部、勝弦、各浄化センターの原水ポンプ、あるいは雑役ポンプ、脱水機、水中の攪拌機、曝気装置等の修繕費でございます。特にポンプ系につきましては、異音がして絶縁抵抗値が落ちているということで、感電や過熱による焼失などを起こす危険がありますので、ここで290万円をお願いして修繕するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたら。

永井泰仁委員 今、修繕のポンプですが、2つセットに並べておいて、片一方がだめになったら切り替えるという、そういう体制のあれですか。

浄化センター所長 委員のおっしゃるとおり、普通ポンプ2台を交互運転というような形でしておりまして、やはり、どうしても水中にあるものは耐用年数と言うかが、少し低くなりまして、故障しやすいという形の中で、少しオーバーホール等をして使用しております。交互運転をしていますけれども、やはり今言ったとおり、少し故障が、故障と言いますと絶縁低下ですが、あり得ますので。事前にそういうものをやっていますので。

永井泰仁委員 よくわかるけれど、そういうものを補正ではなくて、当初で年次的に対応するとか、そういう考え方はとっていないですか。

浄化センター所長 当初でも上げていきますけれども、この厳しい時代ですので、なかなかあれですけど。壊れたと言うか、壊れそうだというようなほうを優先的にやりながらいきたいというふうに。一応、修繕計画というものは立てておりますけれども、突発的に起きる事故等もありますので、そういうものを事前に未然にやっしていきたいということです。

委員長 ほかに、なければ質疑を終了します。討論に移ります。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第20号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして議案の審査は終了いたします。

陳情12月第1号 建築設計と工事監理業務の適正に関する陳情

委員長 続いて陳情に移りますが、当委員会に付託されました陳情は2件ありますが、陳情12月第1号から審査に入ります。あらかじめ皆さんにお配りしてありますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、進めていきたいと思いますが、委員より質問、御意見ありましたら。

副委員長 この陳情を見ますと、うちの委員会で作る、前半は文章を見ればわかるけれど、下半分以下の文章を見ると、うちの委員会かなと思うのだけれども。その辺は、もう決まってしまったから、担当委員会はうちで

やるしかないということですか。

委員長 はい。

副委員長 最低限価格を発注予定金額の85%ぐらいに設定していただきたいと、これはうちの委員会ではなくて、総務委員会だと思うのだけれど、これはもううちでやれということで決まってしまったから、うちでやらなければいけないということだね。

委員会 では、一応事務局のほうで少し説明を。

事務局主事 今回の陳情第1号ですけれども、牧野委員さんのおっしゃるとおり、半分以上はいわゆる財政対応、契約関係の内容になるかと思いますが、先の議会運営委員会の中で経済建設委員会ということでされていますので、今回まず審査のほうは一通りやっていただければということが1点と、また後ほど説明いたしますが、今回同様の陳情が他市でも幾つか出ておりまして、お隣松本市さんでも、明日なのですけれども、建設委員会のほうで担当されるという内容は聞いております。以上です。

委員長 ほかに質問、御意見ありませんか。

五味東條委員 他市の状況を見ながら。

事務局主事 ただいま、他市の状況ということで声がありましたので説明させていただきますが、同様の請願または陳情として出た市が、本市を含め4市ございます。本市のほかに3市ございます。先ほど申しました松本は、明日審査ということで、現在審査前の状況でございまして、あと、須坂市、安曇野市が出ておりまして、まず須坂市については、陳情は通常、議長周知にとどめ審査はしないということで、扱っていないそうです。また、安曇野市に関しては、受理はしているけれども、審査については3月定例会で行うという説明を受けました。以上です。

委員長 そういうことですが、ほかに何かありますか。

〔「継続」の声あり〕

委員長 今、継続という話がありますが、それでは、継続について採決をとりたいと思いますが、継続審査に賛成の皆さんは挙手をお願いします。

〔「急がないで、もう少し意見を聞け」の声あり〕

委員長 それでは、ほかに質問、意見がありましたら。

永井泰仁委員 この陳情文書の中で、中ほどに公共建物の設計者の選定云々というのがあって、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計協議方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望、ということで、この入札方式によらずというはっきり限定したものというのは、少し、いろいろ業者を決めていく中で、これに加えてこういうことも若干というのなるかわかりますが、この入札方式によらずというのは、業者を決めていく中で非常に難しいものが出て来はしないかというように、私は考えても慎重にならざるを得ないのかなというふうに、私は思う。

柴田博委員 今の入札方式によらずというところの、その下の段落ですけれども、これはどういうふうに解釈したらいいのか、担当部署のほうから少し説明してください。不利益な状況が生じないよう適正な対応を要望しますというのは、どういうことですか。

事務局主事 説明します。今回の陳情に説明文書がついていたものがありますので、簡単に要約してお話させ

ていただきますが、いわゆる耐震構造設計偽装事件が平成17年に、過去発生した関係で、建築士法という法律が大きく改正が行われております。それが昨年11月28日に施行されているのですが、やはりそういった、今までの一級建築士という制度について、構造設計一級建築士、または設備設計一級建築士という制度が創設されているそうです。この制度によって、今年の5月27日以降の建築確認申請から、そういった設計士の関与の義務付けが適用されているということで、それはやはり普通のビルとかそういった建物になるのですけれども、これが、例えば公共建築物に当てはめられてしまうと、そういった資格を持っている方、この建築士会のほうへ問い合わせたのですが、松塩筑支部の中には8社しか、そういう業者が存在しないそうです。なので、8社しかない業者が優先的に入札や契約が行われるというような、いわゆる不利益、ほかの設計所等にとっては不利益という部分があるので、それを不利益が生じないような適正な対応をお願いしますという部分だそうです。

柴田博委員 ということは、例えばそういう構造設計なり、設備設計なりの一級建築士がいないところでも、仕事を請けたとしても、それはまた個別にどこかへ出すとかいうことで設計ができるという、そういうことなのですか。

建築住宅課長 この件に関しまして、一定の建築物の構造設計とかいうことは、規模が非常に大きなものに対しては一級の建築士さんが見なさいよということなのですから、小さいものについては別に気にしなくてもいいものですから、ただ、一級ということになると、全てのものに一級建築士さんが、そういうことで集中してしまうと、小さいものもみんなそういうところへ集中してしまうと、仕事があっても、小さい建物についても、回っていかないということで、不利益にならないようにということです。

柴田博委員 もう1点。これを全体として読むと、実際に発注するところに対して、こういうふうにしてくださいというお願いのように読み取れるのだけれど、そういう意見書を出してくれという、そういうことではないのですか。

事務局主事 はい、おっしゃるとおり、発注者側に対してそういう要望をしますという内容で、今回、議会にこの陳情が出ておりますけれども、市長にも同様の要望書が出ておりまして、そういった要望活動の一環として議会にもこういった陳情活動というものをしているそうです。

柴田博委員 ということは、議会としては、別に、こういうものが来たというだけで、特にこれを見て、そうだとするに判断すれば、議会としては首長のほうに、ぜひそういうふうにしてあげてくれとかいうような、そういう行動をとってほしいと、そういうことなのか。

事務局主事 そのとおりでございます。今回、委員会で、もし仮にですけれども、採択という結果が出れば、採択されたという結果を市長のほうに文書をもって出します。その後、通常、定例会の初日に陳情処理報告というのが議員の皆さんに配られているかと思いますが、ああいった形でひとつの陳情に対する回答というものが入ってくるという、そのような流れになっております。

委員長 いいですか。ほかに。

ほかになければ、今事務局のほうから話がありましたとおり、議会でもし採択された場合は、市に対してそのような要請を行っていくというような内容ですが、そのような計らいでいいですか。採択という形で。

丸山寿子委員 でも、継続と出ていたので、継続するかしないかを、先に。

委員長 先ほど継続を取り消しまして、今また情勢が先ほどの話と変わってきましたので、改めてここで継続

にするか、先ほど意見が出ましたが、そういうことで継続について採決をしたいと思いますが、継続について賛成の方は挙手をお願いしたいと思いますが。

〔挙手少数〕

委員長 そういう場合だと、あとは、趣旨採択か採択、不採択しかありませんので、その中で、採択か不採択の決をとっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

柴田博委員 私は、これを読んで納得できる部分もあるし、先ほどの入札方式によらずというな、少しひっかかるようなところもあるので、言いたいことはよくわかるので、実際に市長に対して、よく考えて取り入れられるところはぜひ取り入れてほしいというように、議会のほうから申し上げるということになれば、どうなるのですか、それは、趣旨採択のほうですか。

〔「それは趣旨採択だと思います」の声あり〕

柴田博委員 趣旨採択。では、そういうことだと思います。

中原輝明委員 今、事務局が言ったが、市長にも同じ、これは要望で出ているのが、市長には。

事務局主事 市長には、同様の文章で要望として出ております。

中原輝明委員 ここで市長に出せば、市長に追い討ちをかける、考え方の。議会もそうだったかといって力強くなる。どちらにしても、市長の判断だな。

委員長 そういう話で、趣旨採択と言う話が出ていますが、それでは、趣旨採択について採決をしたいと思いますが、いかがですか。

趣旨採択について採決したいと思いますが、趣旨採択に賛成の皆さん、挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 では、一応、本委員会は趣旨採択ということで取り上げていきたいと思いますが。

陳情第1号については趣旨採択ということで、意見を上げていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

陳情12月第4号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情

委員長 続いて、陳情12月第4号についてですが、E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情についてですが、この陳情についてもあらかじめ配付してありますので、朗読を省略しますが、いかがでしょうか。

そういうことで、質問、御意見等、委員のほうからありましたら。

柴田博委員 担当部署にもう少し説明をしていただきたいと思いますが、E P A ・ F T A 等について、どういう中身で、具体的にどういうことが予想されるかという点について。

委員長 事務局、わかる範囲で説明をしてください。

事務局主事 事務局ということですので、私のわかる範囲で簡単に説明させていただきますが、E P A、経済連携協定と申しまして、F T A は自由貿易協定と申します。今回、そのE P A ・ F T A の推進路線の見直しを求め、というふうになっておりますが、これまでも世界的に日本とオーストラリアなどの経済連携協定というものは進められておりました。簡単に説明しますと、E P A ・ F T A とは何かというと、いわゆる関税ですね。関税

について、今までひとつの国は、難しいなあ。

柴田博委員 担当部署に説明してもらえばいい。

農林課長 簡単に説明させていただきます。世界貿易機構、WTOでございますけれども、世界で153カ国が加盟しております、これにつきましては、実質上全ての貿易について関税の撤廃を行うということで、自由貿易ということを進めております。それに対しまして、EPA経済連携協定、それからFTAというものがございまして、これはWTOを補完するものでございまして、簡単に申しますと、FTAについては2国間で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定でございます。それからEPAにつきましては、関税の原則の撤廃に加えて、投資、あるいは人の移動、技術協力など、幅広い分野を含む協定ということでございます。

現在、このFTA・EPAを締結している国でございますけれども、11カ国ございまして、また交渉中のところが5カ国あるということでございます。これによりまして、9月の議会の中でも一般質問をいただいておりますけれども、農業関係で申しますと、仮にアメリカとのFTAを締結したということになれば、食料自給率について現在の40%から12%に低下をするというようなことで、国内生産額について3兆6,000億円ほど減少するというような試算を農林省のほうではしております。こういったことが締結されれば、当然ですけれども、膨大な農産物の輸入が見込まれるというような状況でございまして、本市、あるいはわが国の農業にとっても非常に大きな影響があるというふうに考えております。政権の交代に際しまして、民主党さんでマニフェストに掲げたという中で大きな反響を呼んだというのが、今までの経過でございます。以上です。

中原輝明委員 今の説明からいえば、結局はいけないということだな。私見はどうだ。

農林課長 国のほうでは、守るべきものはしっかり守るというようなことを言っておりますけれども、現実に関税等が撤廃されるという話になれば、安い農産物の輸入がふえるということは、これは間違いのないこととございまして、当然生産する側とすれば、かなりの影響を被るというふうに考えております。

柴田博委員 採択すべきだと思います。

委員長 ほかにありますか。

それでは、これで質疑を終了しますが、今、採択という意見が出ておりますが、採択に賛成の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、陳情12月第4号については、当委員会は採択ということで進めていきたいと思いますが、なお、陳情文とか文書については、委員長に一任をお願いしたいと思います。

〔「了解」の声あり〕

委員長 では、審査を終了いたします。

丸山寿子委員 みんなに聞いてないけれど、意見書について。聞いたほうが良いのではないのでしょうか。採択はいいけれど、意見書についても、出すのでいいですかと、一応聞いてもらわないと。

委員長 大変失礼しました。意見書等については、出すということでいいですか。

柴田博委員 意見書案も、たぶん一緒に来ていると思うのだけれど、それをできたら配っていただいたほうがいいかなと。

事務局主事 確かに、参考例として意見書案が来ております。印刷はしていませんが、コピーを。

来ておりますので、必要ならばお配りいたします。

副委員長 農協が出したのか。

柴田博委員 中信農民センター。

副委員長 何の団体ですか、それは。

柴田博委員 農民団体。

中原巳年男委員 採択はいいのだけれど、例えば「Aとか、そういうところであれば、大きな農業団体であるから意見書ということも考えられるけれど、この場合は採択だけで、私はいいと思いますけれども。

委員長 そういう意見がありますが、そのとおりでいいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、異議なしと認め、当委員会では採択しましたが、意見書は上げないということで進めていきたいと思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、そのようにいたしたいと思います。

それでは、これで、全案件、陳情等について終了しました。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 経済事業部、建設事業部、水道事業部に関する案件につきまして、議会の閉会中も委員会の継続審査をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま部長のほうから、3部にわたって閉会中の継続審査の申し出がありました。これについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

中原輝明委員 それについて1つだけ。いつも継続審査と言うが、継続審査中、期間があるが、先ほどのようなことがあっても黙っているということだけれど、ああいうものはきちんとかけなければいけないのだよ。わかるね。継続審査だから、途中で変なものがあったら、ここへ出す。委員はその役目があるのだから。いいですか、委員に遠慮することはない。委員は、皆さんの要請に応じて出てくればいいのだから、忙しいなどと言っているよ。今まで継続審査と言っているが、何もなし。その部署にいろいろあって、結果がこれに出てくるだけで。ここでこれを言うておくから。今までに言わなければいけなかったが。

委員長 それでは、今意見等ありましたが、議長のほうにそのように申し出をしていきたいと思えます。

以上で、当委員会に付託されました案件は終了しましたので、理事者からごあいさつがあればお願いしたいと思います。

理事者あいさつ

副市長 どうもお疲れでございました。慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございました。継続審査の要求もいたしましてお認めをいただきました。今、中原委員さんから継続審査の項目があるのだから、それをしっかり利用するようにという御指摘もいただきました。これも

でも重要な案件につきましては、御審査をお願いした経過もございますので、今後とも委員さんの御指摘もござ
いますので、御利用させていただきまして委員の皆さんからいろいろ御指導いただきたいと思っておりますので、よろ
しくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、12月定例会経済建設委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後2時40分 閉会

平成21年12月16日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長

今井 英雄

印